

国民年金保険料収納事業

民間競争入札実施要項（案）

日本年金機構

【目次】

1	目的	3
2	本事業の基本的な考え方	3
3	対象業務に関する事項	
(1)	対象業務の内容	4
(2)	契約（事業対象期間）	6
(3)	対象地区（入札単位）及び対象年金事務所	6
(4)	事業実施に関して確保されるべき事業の質	6
(5)	事業実施体制	10
(6)	民間事業者に提供する情報等	11
(7)	日本年金機構と民間事業者との連携・協力	12
4	受託事業者選定に関する事項	
(1)	民間競争入札に参加する者に必要な参加資格	12
(2)	民間競争入札に参加する者の募集	13
(3)	落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定	15
5	従来の実施状況に関する情報の開示	16
6	民間事業者に使用させることができる物品	16
7	民間事業者が本事業を実施する場合において適用される法令の特例	16
8	民間事業者が本事業を実施するに当たり日本年金機構理事長に対し報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の事業の適正かつ確実な実施のために法令及び契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項等	
(1)	報告事項等	17
(2)	秘密の保持等	18
(3)	法令及び契約に基づき民間事業者が講ずべき措置	18
9	民間事業者が本事業の実施により、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任に関する事項	21
10	事業に係る評価に関する事項	22
11	その他事業の実施に関し必要な事項	22

(別紙1－1) 対象地区等一覧

(別紙1－2) 年金事務所別対象区域・戸別訪問従事者必須配置数等一覧

(別紙2－1) 対象年金事務所別達成目標等一覧

(別紙2－2) 達成目標等算出根拠

(別紙3) 総合評価基準（技術評価）

(別紙4) 従来の実施状況に関する情報の開示

(参考条文)

1 目的

我が国の公的年金制度は、20歳から60歳までのすべての国民が加入し保険料を負担することにより、老後、障害及び死亡の生活保障を担う、国民生活になくてはならない重要な制度である。

しかしながら、現下の厳しい経済情勢や制度に対する誤解や不信等を背景とした国民年金保険料の未納者（うち過去24ヶ月間の保険料が未納の者：平成22年度末時点では約321万人）の存在は、無年金者又は低額年金者の増大のみならず、社会連帯に基づく公的年金制度の根幹にかかる大きな問題となっており、未納対策は極めて重要な課題である。

このような状況の下、日本年金機構においては、未納者の解消に向けて、国民年金保険料収納業務の民間委託を活用するほか、各年金事務所ごとに策定した行動計画に基づき、納付書や免除等申請書の送付のみならず、負担能力があるにもかかわらず、度重なる納付督促によっても年金制度に対する理解が得られない者に対しては、公平な負担の観点から強制徴収を実施するなど、徹底した収納対策に取り組んできたところである。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実現について透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

本事業は、国民年金保険料の収納業務のうち、国民年金保険料の未納者に対する納付の勧奨（保険料の免除、若年者納付猶予及び学生納付特例制度（以下「免除等」という。）の申請手続の勧奨を含む。）及び請求、納付の受託等の業務について、民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限活用して国民年金保険料の収納の向上を図ることを目的として、法第14条並びに第15条において準用する第10条、第11条第1項、第12条並びに第13条第1項及び第3項に基づき、民間競争入札により民間事業者に委託するものである。

2 本事業の基本的な考え方

（1）本事業は、民間事業者の創意工夫を最大限活用し、対象となる国民年金法第88条の規定により保険料を納付する義務を負う者であって、保険料を国民年金法第91条に定める納期限（以下「納付期限」という。）内に納付しない者（日本年金機構から保険料滞納者として情報提供される者に限る。以下「滞納者」という。）すべてに対して、それぞれの特性に合わせて文書、電話及び戸別訪問による督励並びに新たな督励手法を適切かつ効果的に組み合わせて実施し、国民年金制度の意義・役割、保険料納付義務及び年金受給権の確保等に関する理解の促進を図ることにより、滞納保険料の納付のみならず、将来にわたる自主的な保険料納付に結び付け、保険料収納の向上を図るものである。

(2) 民間事業者は、納付督励の実施に当たり、文書や電話の督励手法により納付に結び付かない滞納者に対して、戸別訪問により納付督励等を行うこととする。その場合、保険料納付の前提となる国民年金加入の意義等の普及啓発を行い、滞納者の状況に応じて口座振替勧奨や免除等申請勧奨を行うことを求めるものである。

なお、文書、電話及び戸別訪問による督励手法は、いずれも必ず実施するものとする。(「電話による督励手法」については、業務に従事する者による案内方法とする。)

(3) なお、滞納者すべてに対してその特性に合わせた納付督励を実施し、保険料納付等に結び付けた場合、その成果を評価し、対価の支払い等を行うものとする。

3 対象業務に関する事項

(1) 対象業務の内容

滞納者に対する督励に関し、以下の（ア）から（オ）までの業務を包括的に委託する。なお、（ア）及び（イ）の督励業務の実施に当たり、その具体的な手段・手法の詳細については、民間事業者の創意工夫を最大限活用する観点から民間事業者の提案に委ねるものとするが、上記2の本事業の基本的な考え方を踏まえ、従来の実施事業における文書や電話及び戸別訪問による督励実績を参考とし、滞納者の特性に合わせて適切かつ効果的に実施するものとする。

なお、日本年金機構は、滞納者に対して、①納付書の発送（再交付依頼分の対応を含む。）、②学生納付督励ターンアラウンド申請書送付、③免除・若年者納付猶予ターンアラウンド申請書送付、④年金事務所外での納付相談会の開催（納付書を同封した案内状の発送及び会場設営を含む。）について実施する。（④については、民間事業者が主体となり年金事務所と共に催すなど、協力して対応することができる。）

※ 強制徴収対象者への納付督励は本事業の対象業務とならない。

※ ターンアラウンド方式による申請勧奨とは、市町村から提供を受けた所得情報や被保険者から事前に登録のあった在学予定期間を基に抽出した者に対して、日本年金機構が定期的かつ機械的に申請書を送付するものである。

(ア) 滞納者に対する国民年金保険料の納付督励業務

民間事業者は、滞納者に対して、保険料が納付期限までに納付されていない事実の通知、納付されていない理由の確認並びに保険料の納付の勧奨及び請求に関する業務を行う。

ただし、①国民の年金受給権を確保する観点から、滞納者のすべてに対して少なくとも3か月ごとの頻度で納付督励を行うことを基本とし、②単に滞納保険料の収納のみならず、将来にわたる自主的な保険料納付に結び付くよう、公的年金制度に対する理解や口座振替又はクレジットカード納付（以下「口座振替等」という。）の促進を図ること。

なお、上記①の「滞納者のすべてに対して納付督励を行うこと」とは、必ずしも接触率100%を求めるものではないものである。

(イ) 滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務

民間事業者は滞納者に対して、保険料が納付期限までに納付されていない理由を確認した結果、所得がない又は極めて低額であるといった経済的な理由である場合、保険料の免除等の制度について丁寧に説明した上で、免除等の申請手続の勧奨に関する業務を行う。（滞納者から免除等申請書の送付依頼があった場合は、民間事業者から送付するものとする。ただし、ターンアラウンド方式による申請書送付は除く。）

なお、免除等申請勧奨業務は、単に収納率を向上させるために実施するものではなく、年金受給権の確保に繋げるために実施するものであることに留意すること。また、滞納者から免除等申請書の提出があった場合は、速やかに管轄する年金事務所へ届けること。

(ウ) 被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務

民間事業者は、滞納者から保険料の納付の申出を受けた場合に、国民年金法第92条の3の規定に基づく保険料の納付受託に関する業務を行う。

なお、戸別訪問等により、滞納者から保険料を受託する場合は、民間事業者の領収印を国民年金保険料納付書に押印しなければならない。

(エ) 事業報告書等の作成・報告業務

年金事務所が行う業務との連携を確保する観点から、民間事業者は以下の事項について、滞納者の住所を管轄する年金事務所ごとに取りまとめて報告する。

① 督励実施計画

下記（4）（ア）に記載される各期について、民間事業者が提出した企画提案書に基づく滞納者に対する督励実施の行程を月別に示した計画を、各年金事務所に各期の初月中までに報告する。

② 日次報告

保険料の納付の請求に当たり、納付書の再交付が必要となった滞納者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び納付書の作成対象期間について、滞納者の住所を管轄する年金事務所へ速やかに報告する。

③ 週次報告（日報の作成）

戸別訪問による督励についての活動事蹟の日報を、各年金事務所に毎週金曜日（当該日が祝日の場合は翌平日）に報告する。

④ 月次報告

次の内容について、当月分を取りまとめて、（i）（iii）（iv）については滞納者の住所を管轄する年金事務所、（ii）については、滞納者の住所を管轄する事務センター、（v）については受託するすべての年金事務所に翌月10日（当該日が土・日曜日又は祝日の場合は翌平日）までに報告する。

（i）保険料の納付督励により口座振替等の申請を約束した者及び保険料の納付督励に対して納付を拒絶した滞納者のうち時効までに保険料の納付を行わないと思料する者の氏名、生年月日及び基礎年金番号

（ii）滞納者ごとに納付されていない理由の確認並びに保険料の納付督励（保

険料の免除等申請手続の勧奨を含む。) を行った滞納者ごとの事蹟

- (iii) (ii) について、滞納者に対する督励等の手法別実施結果の集計及び保険料収納又は免除等申請に結び付いた実績等の分析
- (iv) 居所不明(戸別訪問時に家屋が存在しない、文書送付したが送達不能の場合)となっている者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
- (v) 業務に従事する者に対する研修(年金制度、個人情報の取扱い、接遇等)の実施状況

(オ) 月例打合せ会議等の対応

民間事業者は、各年金事務所が都道府県ごとに毎月開催する打合せ会議に参加し、上記督励実施計画及び月次報告等に基づき、事業進捗結果の分析と今後の取組方針等の対策について報告する。

また、民間事業者は、日本年金機構本部(以下「機構本部」という。)が四半期ごとに開催する事業実施に関するヒアリングにおいて、全体の督励実施計画に基づく事業進捗結果の分析並びに今後の取組方針等の対策について報告する。

なお、民間事業者は、これらの打合せ会議等において、各年金事務所、ブロック本部及び機構本部から事業目的達成に向けた助言、提案、指導があった場合、必要な改善策を講じるものとする。

(2) 契約(事業対象)期間

平成24年10月1日から平成26年9月30日までとする。

(3) 対象地区(入札単位)及び対象年金事務所

別紙1-1「対象地区等一覧」のとおり、312年金事務所について、23地区を対象地区とする。

(4) 事業実施に関して確保されるべき事業の質

(ア) 本事業に関する達成目標

事業実施に関して質の確保及び向上を図るため、上記3(1)(ア)及び(イ)について、民間事業者に対して事業の達成目標としての水準(以下「達成目標」という。)及び質の確保としての最低水準(以下「最低水準」という。)を事業対象期間の各期ごと(以下「各期」という。)に設定するものとする。

なお、戸別訪問などの事業の実施に当たっては、

- ・ 滞納者に対して国民年金制度の意義・役割、保険料納付義務及び年金受給権の確保の重要性について、懇切丁寧に説明すること
- ・ 単に保険料納付を勧奨するのみならず、必要に応じて口座振替や免除等勧奨も工夫を凝らして行うこと
- ・ 接触率の向上など効率的な運営に努めること

を求めるものとする。

※ 「各期」

第1期：平成24年10月から平成25年4月まで

第2期：平成25年5月から平成26年4月まで

第3期：平成26年5月から平成26年9月まで

① 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

(i) 達成目標の設定

各年金事務所が目標として定める納付率を達成するために、滞納者が納付する必要のある納付月数を、年金事務所ごとに、各期、保険料の種別（現年度保険料、過年度1年目保険料、過年度2年目保険料）に応じて設定し、これを達成目標とする。（別紙2－1参照）

〔現年度保険料の達成目標の設定の考え方〕

年金事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数を除き、99.5%を乗じたものに加算月数を加えた月数とする。

（詳しくは、別紙2－2及び達成目標等算出表参照）

〔過年度1年目保険料の達成目標の設定の考え方〕

年金事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数及び現年度達成目標を除き、99.5%を乗じたものに加算月数を加えた月数とする。

（詳しくは、別紙2－2及び達成目標等算出表参照）

〔過年度2年目保険料の達成目標の設定の考え方〕

年金事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数、現年度達成目標及び過年度1年目達成目標を除き、99.5%を乗じたものに加算月数を加えた月数とする。

（詳しくは、別紙2－2及び達成目標等算出表参照）

(ii) 最低水準の設定

本事業の最低限の質を確保する観点から、現年度保険料及び各過年度保険料の納付月数について最低水準を設定する。最低水準は、年金事務所ごとに、各期、保険料の種別（現年度保険料、過年度1年目保険料、過年度2年目保険料）に応じて設定する。（別紙2－1参照）

〔現年度保険料の最低水準の設定の考え方〕

年金事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数を除き、99.5%を乗じた月数とする。

（詳しくは、別紙2－2及び達成目標等算出表参照）

〔過年度 1年目保険料の最低水準の設定の考え方〕

年金事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数及び現年度最低水準を除き、99.5%を乗じた月数とする。

(詳しくは、別紙2-2及び達成目標等算出表参照)

〔過年度 2年目保険料の最低水準の設定の考え方〕

年金事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数、現年度最低水準及び過年度1年目最低水準を除き、99.5%を乗じた月数とする。

(詳しくは、別紙2-2及び達成目標等算出表参照)

(iii) 業務改善指示

日本年金機構は、民間事業者の実績が最低水準を下回った又は下回ることが明らかになったと判断した場合には、下記8(1)(ウ)に基づき、民間事業者に対して業務改善指示を行うことができる。

② 滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務

(i) 達成目標の設定

免除等申請手続のうち、全額免除、学生納付特例及び若年者納付猶予について、年金事務所ごとに、各期に免除等の承認見込み件数（以下「免除等承認件数」という。）を設定し、これを達成目標とする。（別紙2-1参照）

〔達成目標の設定の考え方〕

年金事務所ごとに、各年度の年度末第1号被保険者数に、目標免除率（申請全額免除承認率+若年者納付猶予承認率+学生納付特例承認率）を乗じたものに、さらに128.77%を乗じた件数とする。

(詳しくは、別紙2-2及び達成目標等算出表参照)

(ii) 最低水準の設定

本事業の最低限の質を確保する観点から、年金事務所ごとに、各期に最低水準を設定する。（別紙2-1参照）

〔最低水準の設定の考え方〕

年金事務所ごとに、各年度の年度末第1号被保険者数に、最低水準免除率（申請全額免除承認率+若年者納付猶予承認率+学生納付特例承認率）を乗じたものに、さらに128.77%を乗じた件数とする。

(詳しくは、別紙2-2及び達成目標等算出表参照)

(iii) 業務改善指示

日本年金機構は、民間事業者の実績が最低水準を下回った又は下回ること

が明らかになったと判断した場合には、下記8（1）（ウ）に基づき、民間事業者に対して業務改善指示を行うことができる。

なお、上記①及び②により設定した第2期及び第3期の達成目標及び最低水準については、設定の基礎となる被保険者数の減少に基づき、設定を見直すものとする。なお、これに伴う委託費の変更は伴わない。

また、民間事業者は、民間事業者の責めに帰さない不測の事態等により達成目標及び最低水準の設定を見直す必要があると判断した場合は、日本年金機構に協議することができるものとする。

（イ）納付受託業務及び報告業務

納付受託業務及び報告業務については、適用される法令、実施要項及び契約の規定等に従って適切に行うこと。

（ウ）委託費

① 委託費の支払い

委託費については、落札金額を上記3（2）の契約期間の月数で除して得た額（100円未満の端数が生じた場合は切り上げし、最終支払時に調整するものとする）を毎月支払うものとする。

② 事務所別・期別・保険料の種別基本額の増額及び減額措置

上記①の委託費を、事務所ごとの達成目標別・期別に按分し（以下「各期別委託費」という。）、上記（ア）①及び②の達成目標の割合に応じて按分した基本額（以下「事務所別基本額」という。）について、次の（i）及び（ii）のとおり増額又は減額の措置を講ずるものとする。

〔事務所別基本額の設定の考え方〕

各期別委託費（第1期から第3期） = 委託費 × 各期（上記3（4）（ア）に示す第1期から第3期）に係る月数／事業対象期間に係る月数

・滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

① 事務所別基本額（現年度） = 各期別委託費 × 2/3 × 現年度保険料達成目標／（現年度保険料達成目標+過年度1年目保険料達成目標+過年度2年目保険料達成目標）

② 事務所別基本額（過年度1年目） = 各期別委託費 × 2/3 × 過年度1年目保険料達成目標／（現年度保険料達成目標+過年度1年目保険料達成目標+過年度2年目保険料達成目標）

③ 事務所別基本額（過年度2年目） = 各期別委託費 × 2/3 × 過年度2年目保険料達成目標／（現年度保険料達成目標+過年度1年目保険料達成目標+過年度2年目保険料達成目標）

・滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務

事務所別基本額（免除等勧奨） = 各期別委託費 × 1/3

なお、免除等承認件数の達成目標の各期達成状況は、第1期においては平成

25年3月末時点、第2期においては平成26年3月末時点、第3期においては平成26年9月末時点における、それぞれの実績値とする。

(i) 達成目標を超過した場合の増額

すべての達成目標について、それぞれ超過した割合0.1%ごとに、0.1%を事務所等別基本額に乗じて得た額を増額する。なお、超過した割合が0.1%未満の場合は増額しない。

(ii) 達成目標に達しなかった場合の減額

(a) 最低水準に達している場合

各達成目標について、それぞれ未達の割合0.1%ごとに、0.05%を事務所等別基本額に乗じて得た額を減額する。なお、未達割合が0.1%未満の場合は減額しない。

(b) 最低水準に達していない場合

各達成目標について、それぞれ未達の割合0.1%ごとに、0.1%を各事務所等別基本額に乗じて得た額を減額する。なお、未達割合が0.1%未満の場合は減額しない。また、減額する額は各期に支払われる委託費の50%を限度とする。

③ 口座振替等の獲得業務に係る成功報酬及び加算措置

滞納者に対して、口座振替等の勧奨を行った上で、翌々月の末日までに新規に口座振替等となった件数1件につき、2,000円（税込み）を成功報酬として支払うものとし、併せて12か月相当に換算した月数を現年度の納付月数に加算することとする。

④ 戸別訪問による電話番号整備に係る成功報酬

滞納者に対して戸別訪問を実施した結果、下記（6）（ア）による滞納者情報に電話番号情報が収録されていない者について、電話番号が判明した件数1件につき、100円（税込み）を支払うものとする。

（5）事業実施体制

① 本事業を実施するため、民間事業者は、地域責任者、総括責任者及び従事人員について、必要な体制を整備すること。（地域責任者については、年金事務所との月例打合せを担当して各地域の事業実施を把握することとし、総括責任者については、受託業務全体の実施方針等を総括的に把握すること。なお、地域責任者は、同一県内の他の年金事務所を担当する地域責任者との兼務を可とする。）

※ 日本年金機構においては、民間事業者の各責任者への対応について、地域責任者の窓口は年金事務所国民年金課長（具体的な督励手法や滞納者情報等を管理）及びブロック本部適用・徴収（業務）支援部長（ブロック内の各年金事務所の事業進捗状況を横断的に管理）、総括責任者の窓口は機構本部国民年金部長（全体の事業進捗状況を管理）とする。

② 民間事業者は、納付督励等の業務を実施するに当たり、戸別訪問を担当する従事者を、各年金事務所ごとに定めた必須配置数（別紙1－2「年金事務所別対象区域・戸別訪問従事者必須配置数等一覧」参照）以上設置すること。

なお、上記必須配置数は、滞納者に対する納付督励及び免除等申請手続の勧奨等

業務の実施に最低限必要な人員として常勤職員に換算した員数で設定したものであり、民間事業者は、対象地区の地域特性を考慮して業務の適切な実施に必要となる十分な人員の配置に最大限取り組むものとする。

- ③ 事業の実施に当たり、設備、環境等はすべて民間事業者が用意するものとする。
ただし、民間事業者に使用させることができる物品は下記 6 のとおりとする。

(6) 民間事業者に提供する情報等

(ア) 滞納者の情報

機構本部は、滞納者に係る情報を原則として毎週、磁気媒体により民間事業者に対して提供する。

提供する情報の範囲は、以下に示す①から③までのとおりとする。

- ① 被保険者の基本情報（被保険者の氏名、住所、生年月日など）
- ② 被保険者の国民年金に係る納付記録（過去 25 カ月間の保険料納付状況及び免除等承認状況）、加入記録など
- ③ 被保険者に対する督励の事蹟

注 1 新規滞納者については、事象発生の翌週又は翌々週に提供される情報に反映される。

注 2 強制徴収対象者については、本事業の対象とならないため、提供する情報には含まれない。

併せて、社会保険オンラインシステムの可搬型照会用窓口装置及び金銭登録機により、事業に必要な範囲内で情報を提供する。

(イ) 保険料の免除等勧奨対象者の情報

機構本部は、滞納者が免除等勧奨対象者である場合は、その旨を付記して民間事業者に対して提供する。

(ウ) 年金事務所ごとの納付状況及び免除等承認状況

機構本部は、毎月 1 回、納付対象月数に対する納付月数及び保険料の免除等が承認された件数の情報を、年金事務所ごとに一覧表形式で民間事業者に対して提供する。

(エ) その他各種情報等

機構本部、ブロック本部及び年金事務所は、民間事業者が行う納付督励スケジュールに合わせて、下記のスケジュールや参考となる各種統計情報等について随時提供する。

- ・ 納付書発送スケジュール（機構本部が納付書を発送する日程及び対象者）
- ・ 催告状発送スケジュール（各年金事務所が催告状を発送する日程及び対象者）
- ・ 免除等申請書未提出者情報（免除等承認期限が経過する前にあらかじめ申請書を送付する対象者など、各年金事務所で選定した者）

(7) 日本年金機構と民間事業者との連携・協力

日本年金機構と民間事業者は、上記情報提供等を軸に、機構本部、ブロック本部及び年金事務所と民間事業者の連携を図るとともに、日本年金機構は、機構本部、ブロック本部及び年金事務所において民間事業者の事業実施状況の把握と分析を行い、必要に応じて助言、提案、指導を行うなど、双方が協力して国民年金保険料の納付状況の改善・向上に取り組む体制を構築するものとする。

4 受託者選定に関する事項

(1) 民間競争入札に参加する者に必要な参加資格

(a) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

(ア) 法第15条において準用する第10条各号に該当する者。

(イ) 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者。

(ウ) 日本年金機構の調達において、次のいずれかに該当し、かつ、その事実があつた後3年（日本年金機構から競争参加資格停止措置を受けている場合はその期間）を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。

i 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき

ii 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき

iii 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

iv 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

v 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

vi 前各号のいずれかに該当する事実があつた後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(b) 次の資格を満たす者であること。

(ア) 平成22・23・24年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、入札実施区域における「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。

(イ) 当該業務を確実に実施できる者であること。

(ウ) 役員、大株主等実質的に経営権を有する者及び従業員等が暴力団その他の反社会的勢力と取引をしているなどの関連がない者であること。

(ウ) 過去3年以内に以下の各号のいずれかの事実に該当していない者、又は該当する者であって、その状況が改善されないと認められる者であること（ただし、日本年金機構から競争参加資格停止措置を受けている期間中の者を除く）。

i 重大な法令違反を行った

ii 監督官庁から行政処分を受けた

iii その他重大な不祥事を起こした

- (エ) 取締役会等の意思決定機関の構成員のうち、厚生労働省、旧社会保険庁及び日本年金機構の職員であった者が過半数（独立行政法人又は公益法人においては三分の1）を占めていない者であること。
- (オ) 日本年金機構から競争参加資格停止措置、又は国から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (カ) 個人情報の適切な取扱いを行っている旨の第三者評価として、プライバシーマーク取得事業者又はISO／IEC27001：2005又はJISQ27001：2006認証取得事業者であること。
- (キ) 厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）又は船員保険の適用を受け、かつ、直近2年間について保険料の滞納がない者であること。厚生年金保険の適用を受けない個人事業所の場合は、事業主が直近2年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の滞納がない者であること。
- (ク) 当該業務に、直近2年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の滞納がない者を従事させることができる者であること。
- (ケ) 下記（3）（イ）について、別紙1－1に示す同一ブロック内に複数の対象地区がある場合、当該ブロック内において一つの地区を除く他のすべての地区を落札していないこと。
- (コ) ジョイント・ベンチャー（共同企業体）の入札について
- ① 単独で本業務の内容のすべてが担えない場合には、適正に業務を遂行できるジョイント・ベンチャー（共同企業体）で参加することができる。その場合、入札参加資格審査書類提出時までにジョイント・ベンチャー（共同企業体）を結成し、代表企業及び代表者を定め、他の者はグループ企業として参加できるものとする。なお、同一の対象地区において、代表企業及びグループ企業が他のジョイント・ベンチャー（共同企業体）に参加、又は単独で入札に参加することはできない。また、代表企業及びグループ企業は、ジョイント・ベンチャー（共同企業体）結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成すること。
 - ② 代表企業及びグループ企業すべてが上記（a）及び（b）の条件を満たすこと。

（2）民間競争入札に参加する者の募集

（ア）入札実施手続

① 入札の単位

入札は、別紙1－1「対象地区及び対象年金事務所一覧」に示す9ブロックについて、23の「対象地区」を入札単位とする。

② 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類（以下「入札書」という。）、総合評価のための事業運営の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に関する書類（以下「企画提案書」という。）及び上記（1）の入札参加資格に関する書類を提出するものとする。

＜入札書の内容＞

入札参加者が提出する入札書に記載する入札金額は、上記3（2）に示す契約（事業対象）期間において、対象地区内の各年金事務所の各期ごとの達成目標を達成するために企画提案した施策の実施に必要となる設備、人材、機材等について、民間事業者自らの費用負担によりこれを準備するものとし、これらの費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含めた金額を見積るものとし、これを記載すること。（この場合、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった経費の105分の100に相当する金額を記載すること。）

併せて、経費の積算内訳書を添付すること。

＜企画提案書の内容＞

入札参加者が提出する企画提案書には、上記3（4）（ア）に示す各期における本事業の対象地区内の各年金事務所の達成目標を達成するための企画提案の内容として、次の事項について記載すること。（詳細については、別紙3「総合評価基準（技術評価）」のとおりとする。）

（i）基本的考え方

（ii）実施体制

　a　組織体制

　b　運営管理

（iii）入札参加者の業務経験

（iv）滞納者に対する国民年金保険料の納付督励業務（免除等申請手続勧奨）業務

　a　実施する施策の内容及び実施体制（人員体制等）

　b　事業スケジュール

　c　事業（達成）目標

（v）被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務
　納付受託業務の実施内容

＜企画提案書の添付資料の内容＞

企画提案書の添付資料は、次のとおりとする。

（i）企画提案書内容整理表

（注）企画提案書に記載された内容の要約版を作成すること。

（ii）実施体制（組織体制、再委託等）に関する概念図

（iii）民間事業者の概要に関する資料

　a　民間事業者の概要に関する資料

　b　過去に本事業における各施策の全部又は一部に有効であると考えられる業務に携わったことがある場合は、その業務内容及び期間

（イ）民間競争入札に係るスケジュール（予定）

① 入札公告 平成24年5月上旬頃

② 入札説明会 平成24年5月下旬頃

③ 入札説明会後の質問期限 平成24年6月上旬頃

※ 質問については書面で受け付けることとし、回答については軽微なもの

	を除き公表する。
④ 企画提案書提出期限	平成24年6月中旬頃
⑤ 評価委員会（企画提案書の評価）及び 入札参加者によるプレゼンテーション	平成24年6月下旬頃
⑥ 入札書提出期限	平成24年6月下旬頃
⑦ 開札	平成24年6月下旬頃
⑧ 契約の締結	平成24年7月上旬頃

（3）落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定

国民年金保険料の収納事業を実施する者（以下この項において「落札者」という。）の決定は、総合評価の方式をもって競争入札により落札者を決定する。

（ア）評価の方法

落札者を決定するための評価は、提出された企画提案書の内容が、達成目標の実現に向けた方針及び具体的な提案等が本事業の目的に沿い、かつ、実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、手法及び実施数に関し、より具体的であり効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

評価は、機構本部に機構役職員と学識経験者などの外部委員で構成する評価委員会を設置し、決定するものとする。

企画提案書の評価基準は、別紙3「総合評価基準（技術評価）」のとおりとする。

（イ）落札者の決定

① （1）の入札参加資格を満たした入札参加者について、上記（ア）の評価方法において必須とされた項目の要件を満たした提案に対し、予定価格の制限の範囲内である者のうち、企画提案書の審査により得られた各評価項目の得点の合計点（最高1200点。以下「技術評価点」という。）と、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じ、400を乗じて得た数値（以下「価格評価点」という。）の合計点数（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者として決定する。

※ 計算式

$$\text{総合評価点} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

(1200点満点) (400点満点)

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められるか否かについて調査し、その結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを

引くことができない場合は、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

- ③ 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額及び落札者の決定理由、企画提案内容の概要について公表するものとする。
- ④ 入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内である入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。なお、これによつても落札者となるべき者が決定しない場合には、必要に応じ入札条件の見直しを行つた上で、再度の公告と入札を行うものとする。

5 従来の実施状況に関する情報の開示

上記3（2）に示す契約（事業対象）期間に係る本事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に必要な事項は、別紙4のとおりである。

6 民間事業者に使用させることができる物品

- （1）民間事業者が、本事業を行うために滞納者の納付状況を確認する場合及び滞納者の個人情報を携行する場合には、民間事業者の要請に基づき、社会保険オンラインシステムの可搬型照会用窓口装置及び金銭登録機を無償で貸与できるものとする。
- （2）民間事業者が、上記（1）の物品の貸与を受ける場合にあっては、「物品貸与申出書」を作成し、日本年金機構の承認を得なければならない。
- （3）民間事業者は、上記（2）により使用を認められた物品については、善良な管理者の注意をもつて使用するとともに、これを目的外に使用してはならない。
- （4）民間事業者は、貸与された物品について、民間事業者の責めに帰すべき事由により、破損、故障、紛失等による損害が生じた場合においては、これを賠償するものとする。
- （5）上記（2）により使用を認められた物品については、契約期間の満了、契約の解除及び貸与の必要がなくなった場合等において、「物品返却通知書」を作成し、速やかに日本年金機構に返却しなければならない。

7 民間事業者が本事業を実施する場合において適用される法令の特例

- （1）民間事業者が滞納者に対して実施する保険料の納付の請求の業務については、弁護士法（昭和24年法律第205号）第72条の規定は適用しない。

(2) 本事業を実施する民間事業者は、国民年金法第92条の3第1項第2号の規定による指定を受けた者とみなして、同条第3項から第5項まで並びに同法第92条の4及び第92条の5の規定を適用する。

8 民間事業者が本事業を実施するに当たり日本年金機構理事長に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の事業の適正かつ確実な実施のために法令及び契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項等

(1) 報告事項等

(ア) 事故報告

民間事業者は、本事業の実施において、事故が発生したときは、速やかに日本年金機構に報告しなければならない。

また、事業実施に関して、個人情報や機密情報等の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したときは、直ちに発生した事象等の詳細を日本年金機構に報告しなければならない。

(イ) 調査

① 日本年金機構は、法第26条の規定に基づき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、本事業の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所及び実施施設に立ち入り、本事業の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする日本年金機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

② 日本年金機構は、本事業を実施するために必要があると認めるときは、本事業の実施状況を公表することができる。

③ 上記①に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、法第55条及び第56条の規定により罰則が適用される。

(ウ) 品質保持

日本年金機構は、委託業務の品質を保持するため、民間事業者に対して滞納者に実施した納付督励（免除等申請手続の勧奨業務を含む。）の実施内容について、その事蹟の提出を求めることができる。なお、民間事業者は、日本年金機構から求めがあった場合は、これに応じなければならない。

なお、日本年金機構は、更なる確認等が必要と認められる場合は、上記（イ）の調査を行うものとする。

(エ) 指示

日本年金機構は、民間事業者の実績が最低水準を下回った又は下回ることが明らかになったと判断した場合及び企画提案書に基づく督励実施計画の実施状況等について、民間事業者による本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

なお、日本年金機構からの指示は、国民年金部長から契約受託者に対し、また、ブロック本部適用・徴収（業務）支援部長から地域責任者に対し行うものとする。

（2）秘密の保持等

（ア）個人情報の取扱い等

- ① 民間事業者は、日本年金機構から提供された滞納者の個人情報及び業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な管理を行わなければならない。
また、当該個人情報については、本事業以外の目的のために使用してはならない。
- ② 民間事業者は、滞納者の個人情報を携行する場合には、日本年金機構が貸与する金銭登録機を使用するか、又はパスワード等によるセキュリティが確保された情報端末を利用することとし、紙媒体等による個人情報を携行してはならない。
- ③ 民間事業者は、本事業の実施期間中に作成した個人情報の複写複製物等について、委託期間終了後速やかに、当該個人情報の復元又は判読等が不可能な方法により当該情報の消去又は廃棄等を行わなければならない。

（イ）秘密の保持

民間事業者において、本事業に従事している者又は従事していた者は、本事業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条の規定により罰則が適用される。

（3）法令及び契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

（ア）禁止行為等

民間事業者において、本事業に従事する者は、次の事項に該当する行為をしてはならない。

- ① 人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穏を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。また、滞納者の同意なしに、21時から8時までの間は電話や訪問等の督励行為を実施してはならない。
- ② 偽りその他不正の手段を用いる行為をしてはならない。
- ③ 滞納者以外の者に対して、滞納者の保険料の納付督励（免除等申請手続の勧奨を含む。）をしてはならない。
- ④ 滞納者に対して、貸金業者等から金銭の借入れ等による資金調達の要求を行う行為をしてはならない。
- ⑤ 本事業以外の業務に使用するために滞納者の個人情報を収集又は使用する

行為をしてはならない。

- ⑥ 滞納者に対して、本事業の内容を構成しない商品その他のサービスの利用を勧誘し、又は金品若しくは役務の提供を要求してはならない。
- ⑦ 滞納者から金品、手数料若しくは報酬を徴収又は滞納者に対して金品等を与えることをしてはならない。
- ⑧ 滞納者に対して、本事業以外の他の事業活動を行ってはならない。

(イ) 従事者及び納付受託領収印の報告等

民間事業者は、本事業に従事する者について、あらかじめ氏名、住所及び国民年金の未加入及び保険料の滞納期間がないことを証する書類等を徴して日本年金機構に報告し、日本年金機構の確認を得た上で業務に従事させるものとする。また、上記3（1）（ウ）の業務を行う際に使用する保険料の納付受託領収印について、あらかじめ使用する従事者ごとに日本年金機構に報告するものとする。

(ウ) 身分を示す証明書の提示

民間事業者は、本事業に従事する者が、戸別訪問や納付相談会等、面接の方法により滞納者に対して保険料の納付督励（免除等申請手続の勧奨を含む。）を行うに当たっては、日本年金機構理事長が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(エ) 委託事業の開始及び中止

- ① 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。なお、民間事業者が本事業を開始する際、日本年金機構は、上記3（6）（ア）及び（イ）の滞納者等の情報及び（エ）のスケジュール等を事業開始日前に提供することとする。
- ② 民間事業者は、やむを得ない事由により、本事業を中止しようとするときは、あらかじめ日本年金機構の承認を受けなければならない。
- ③ 日本年金機構及び民間事業者は、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本事業の中止、停止又は一部停止する必要があると認められる場合は、協議することができる。

(オ) 帳簿の作成及び保存

民間事業者は、本事業に係る会計に関する帳簿書類を作成し、委託事業を終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(カ) 権利の譲渡等

- ① 民間事業者は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。
- ② 民間事業者は、本事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において必要な措置を講じなければならない。
- ③ 民間事業者は、本事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ日

日本年金機構の承認を受けなければならない。

(キ) 再委託

- ① 民間事業者は、本事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託を行ってはならない。
- ② 民間事業者は、本事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則としてあらかじめ企画提案書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法について記載するものとする。
- ③ 民間事業者は、委託契約締結後にやむを得ない事情により再委託を行う必要がある場合には、再委託先を明らかにした上で再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法について、日本年金機構の承認を得るものとする。
- ④ 民間事業者は、上記②又は③により再委託を行う場合には、民間事業者が日本年金機構に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前記（2）及び（3）に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- ⑤ 上記②から④に基づき、民間事業者が再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

(ケ) 委託内容の変更

日本年金機構及び民間事業者は、本事業の更なる質の向上を図る必要があること、その他やむを得ない理由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由について、相手方の承認を得なければならない。（ただし、上記3（4）（ア）による被保険者数の減少に基づく達成目標及び最低水準の設定の見直しを除く。）

(ケ) 督励実施計画の変更

民間事業者は、第2期以降の上記3（1）（エ）④について、本事業の実施状況や達成目標の実績等を踏まえ、より効果的な督励手法や実施件数等について、日本年金機構の承認を得て変更することができるものとする。

(コ) 契約の解除

日本年金機構は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、法第20条第1項の契約を解除することができる。

- ① 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号のいずれかに該当するとき
- ② 法第33条第9項第1号から第4号及び第5号イからハのいずれかに該当するとき

- ③ 暴力団員の業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- ④ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき
- ⑤ 上記（ア）に定める禁止行為を行ったとき
- ⑥ 上記（ウ）に定める身分を示す証明書の提示に違反して、証明書を携帯せず、又はこれを提示しなかったとき
- ⑦ 上記（オ）に定める帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき
- ⑧ 国民年金法第92条の4第2項又は第92条の5第2項の規定による納付受託業務に係る報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- ⑨ 国民年金法第92条の5第1項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき
- ⑩ 国民年金法第92条の5第3項の規定による立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき
- ⑪ 上記⑧（1）（ウ）に定める指示に対し、一定期間において最低水準を下回る場合及び正当な理由なく指示に従わない場合等、業務の改善が見られない場合等に、当該契約の事業全体の状況を考慮した上で必要と判断されたとき

（サ）委託契約解除時の取扱い

上記（コ）に該当し、契約を解除した場合の取扱いは下記によることとする。

- ① 日本年金機構は民間事業者に対し、当該解除の日までの期間にかかる委託費を支給する。
- ② この場合、民間事業者は、契約金額の105分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として日本年金機構の指定する期間内に納付しなければならない。
- ③ 日本年金機構は民間事業者が上記②の金額を日本年金機構の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- ④ 日本年金機構は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

9 民間事業者が本事業の実施により、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任に関する事項

民間事業者又はその職員その他の本事業に従事する者が、故意又は過失により、本事業の受益者等の第三者に損害を加えたときは、

- ① 日本年金機構が当該第三者に対する賠償を行ったときは、日本年金機構は民間事

業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について日本年金機構の責めに帰すべき事由が存在する場合は、日本年金機構が自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

- ② 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について日本年金機構の責めに帰すべき事由が存在するときは、民間事業者は日本年金機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任すべき金額を超える部分について求償することができることする。

10 事業に係る評価に関する事項

（1）事業の実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、本事業の実施状況については、各期終了時点における状況を委託者が調査するものとする。

（2）調査の実施方法

民間事業者がそれぞれ実施した国民年金保険料の収納事業の実施状況について調査を行うものとする。

（3）調査項目

- (ア) 国民年金保険料の納付月数、納付率、免除等承認件数
- (イ) 納付督促及び免除等申請手続の勧奨の実施手法別の実施件数
- (ウ) 全滞納者への督促の実施状況
- (エ) 納付督促及び免除等申請手續の勧奨の実施手法別の効果
- (オ) 事業の運営に要した費用

（4）比較

上記（3）の調査項目について、民間事業者に本事業を委託する以前の年金事務所又は民間事業者と比較を行うこととする。なお、比較方法については、被保険者数の増減等各地域の差にも配慮しつつ、検討を行う。

11 その他事業の実施に関し必要な事項

（1）事業実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告及び公表

民間事業者の事業実施状況については、上記8（1）（ア）の報告等を踏まえ、3（4）（ア）の各期ごとに取りまとめて、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）へ報告するとともに、公表することとする。

また、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、年度ごとに監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入

検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 監督体制

- (ア) 本事業の契約に係る監督は、国民年金部長が自ら又は補助者に命じて、立ち会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
- (イ) 本事業の実施状況に係る監督は、上記8(1)(イ)①により行うこととする。

(3) 民間事業者の責務等

- (ア) 本事業に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- (イ) 民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受け、同院から直接又は日本年金機構を通じて資料・報告等の提出を求められ、質問を受けることがある。

3. 東北③地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問從事者 必須配置数
東北	宮城	仙台南	仙台市のうち若林区、太白区 名取市 岩沼市 直理郡	42,076人	6,892km ²	9	3名
		仙台北	仙台市のうち青葉区、泉区 黒川郡	46,499人			4名
		石巻	石巻市 気仙沼市 東松島市 牡鹿郡 本吉郡	30,392人			3名
		古川	大崎市 登米市 栗原市 加美郡 遠田郡	33,159人			3名
		仙台東	仙台市のうち宮城野区 塩竈市 多賀城市 宮城郡	33,064人			3名
		大河原	白石市 角田市 刈田郡 柴田郡 伊具郡	13,962人			1名
	山形	山形	山形市 上山市 天童市 東村山郡	23,213人	6,652km ²	1	2名
		鶴岡	鶴岡市 酒田市 東田川郡 鮎海郡	16,766人			2名
		米沢	米沢市 長井市 南陽市 東置賜郡 西置賜郡	13,764人			1名
		新庄	新庄市 尾花沢市 北村山郡 最上郡	8,180人			1名
		寒河江	寒河江市 村山市 東根市 西村山郡	8,281人			1名
	福島	東北福島	福島市 二本松市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡	33,893人	13,783km ²	0	3名
		平	いわき市 双葉郡	34,116人			3名
		郡山	郡山市 須賀川市 田村市 岩瀬郡 石川郡 田村郡	47,770人			4名
		会津若松	会津若松市 喜多方市 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡	21,605人			2名
		相馬	相馬市 南相馬市 相馬郡	10,769人			1名
		白河	白河市 西白河郡 東白川郡	10,735人			1名
3県				428,244人	27,327km ²	10	38人

4. 北関東信越①地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問從事者 必須配置数
北関東・信越	茨城	水戸南	笠間市 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 銚田市 小美玉市 東茨城郡	51,664人	6,096km ²	0	4名
		土浦	土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 取手市 牛久市 つくば市 守谷市 稲敷市 かすみがうら市 つくばみらい市 稲敷郡 北相馬郡	75,723人			6名
		日立	日立市 高萩市 北茨城市	18,009人			2名
		下館	筑西市 古河市 結城市 下妻市 坂東市 桜川市 常総市 結城郡 猿島郡	57,277人			4名
		水戸北	水戸市 常陸太田市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 那珂郡 久慈郡	48,849人			4名
	栃木	宇都宮西	宇都宮市 鹿沼市 河内郡	51,424人	6,408km ²	0	4名
		栃木	栃木市 足利市 佐野市 小山市 下野市 下都賀郡	59,928人			4名
		大田原	大田原市 矢板市 那須塩原市 那須郡(宇都宮東年金事務所管内の地域を除く。)	23,827人			2名
		今市	日光市 塩谷郡(宇都宮東年金事務所管内の地域を除く。)	8,603人			1名
		宇都宮東	真岡市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡 塩谷郡のうち高根沢町 那須郡のうち那珂川町	23,017人			2名
2県				418,321人	12,504km ²	0	33人

5. 北関東信越②地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問從事者 必須配置数
北関東・信越	埼玉	浦和	さいたま市のうち桜区、浦和区、南区、緑区 川口市 蕨市 戸田市	116,963人	3,768km ²	0	8名
		熊谷	熊谷市 行田市 加須市 本庄市 羽生市 深谷市 児玉郡 大里郡	59,323人			4名
		川越	川越市 東松山市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 坂戸市 鶴ヶ島市 ふじみ野市 入間郡(所沢年金事務所管内の地域を除く。) 比企郡	116,399人			8名
		大宮	さいたま市のうち西区、北区、大宮区、見沼区、中央区 鴻巣市 上尾市 橿原市 北足立郡	78,255人			6名
		春日部	春日部市 さいたま市のうち岩槻区 久喜市 蓼田市 幸手市 南埼玉郡 北葛飾郡	61,616人			5名
		秩父	秩父市 秩父郡	7,199人			1名
		所沢	所沢市 飯能市 狹山市 入間市 日高市 入間郡のうち三芳町	67,163人			5名
		越谷	越谷市 草加市 八潮市 三郷市 吉川市	84,481人			6名
		1県		591,399人			43人

6. 北関東信越③地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問從事者 必須配置数
北関東・信越	群馬	前橋	前橋市 伊勢崎市 佐波郡	46,107人	6,392km ²	0	4名
		桐生	桐生市 みどり市	13,184人			1名
		高崎	高崎市 藤岡市 富岡市 安中市 多野郡 甘楽郡	40,167人			3名
		渋川	渋川市 沼田市 北群馬郡 吾妻郡 利根郡	20,275人			2名
		太田	太田市 館林市 邑楽郡	29,425人			2名
	新潟	新潟西	新潟市のうち中央区、西区、西蒲区 佐渡市	27,342人	10,364km ²	2	2名
		長岡	長岡市 小千谷市 魚沼市 三島郡	18,116人			2名
		上越	上越市 糸魚川市 妙高市	12,568人			1名
		三条	三条市 加茂市 見附市 燕市 西蒲原郡 南蒲原郡	12,532人			1名
		新発田	新発田市 村上市 阿賀野市 胎内市 北蒲原郡 岩船郡	15,386人			2名
	長野	柏崎	柏崎市 刈羽郡	3,717人	13,105km ²	0	1名
		新潟東	新潟市のうち北区、東区、江南区、秋葉区、南区 五泉市 東蒲原郡	28,232人			2名
		六日町	南魚沼市 十日町市 南魚沼郡 中魚沼郡	8,243人			1名
		長野南	長野市 千曲市 堺科郡 上水内郡(長野北年金事務所管内の地域を除く。)	24,324人			2名
		岡谷	岡谷市 諏訪市 茅野市 諏訪郡	10,938人			1名
		飯田	飯田市 下伊那郡	8,865人			1名
		松本	松本市 大町市 塩尻市 安曇野市 木曾郡 東筑摩郡 北安曇郡	32,415人			3名
		小諸	小諸市 上田市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡	27,862人			2名
		伊那	伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡	10,025人			1名
		長野北	須坂市 中野市 飯山市 上高井郡 下高井郡 上水内郡のうち信濃町及び飯綱町 下水内郡	10,072人			1名
3県				399,795人	29,861km ²	2	35人

7. 南関東①地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問從事者 必須配置数
南関東	千葉	千葉	千葉市のうち中央区、若葉区、緑区 茂原市 東金市 勝浦市 山武市 いすみ市 山武郡 長生郡 夷隅郡	84,440人	5,082km ²	0	6名
		船橋	船橋市 八千代市 印西市 白井市 印旛郡(幕張年金事務所管内の地域を除く。)	67,968人			5名
		木更津	木更津市 館山市 市原市 鴨川市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 南房総市 安房郡	64,585人			5名
		佐原	香取市 銚子市 成田市 旭市 匝瑳市 香取郡	39,961人			3名
		松戸	松戸市 野田市 柏市 流山市 我孫子市	98,829人			7名
		幕張	千葉市のうち花見川区、稲毛区、美浜区 佐倉市 習志野市 四街道市 八街市 富里市 印旛郡のうち酒々井町	80,030人			6名
		市川	市川市 鎌ヶ谷市 浦安市	54,623人			4名
1県				490,436人	5,082km ²	0	36人

8. 南関東②地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問從事者 必須配置数
南関東	東京	千代田	千代田区	4,066人	617km ²	9	1名
		中央	中央区	11,006人			1名
		港	港区 大島支庁管内 三宅支庁管内 八丈支庁管内 小笠原支庁管内	24,289人			2名
		上野	台東区	19,397人			2名
		文京	文京区	16,105人			2名
		足立	足立区	66,048人			5名
		江東	江東区	37,143人			3名
		江戸川	江戸川区	69,642人			5名
		墨田	墨田区	23,964人			2名
		葛飾	葛飾区	38,272人			3名
		板橋	板橋区	57,240人			4名
		池袋	豊島区	30,935人			3名
		新宿	新宿区	37,658人			3名
		杉並	杉並区	58,139人			4名
		渋谷	渋谷区	25,195人			2名
		世田谷	世田谷区	82,813人			6名
		品川	品川区	30,023人			3名
		大田	大田区	54,608人			4名
		練馬	練馬区	59,561人			4名
		目黒	目黒区	25,750人			2名
		荒川	荒川区	21,077人			2名
		北	北区	29,402人			2名
		中野	中野区	37,565人			3名
1県				859,898人	617km ²	9	68人

9. 南関東③地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問從事者 必須配置数
南関東	東京	立川	立川市 昭島市 小金井市 日野市 国分寺市 国立市 東大和市 武蔵村山市	72,770人	1,487km ²	0	5名
		武蔵野	武蔵野市 三鷹市 小平市 東村山市 清瀬市 東久留米市 西東京市	84,696人			6名
		青梅	青梅市 福生市 羽村市 あきる野市 西多摩郡	34,747人			3名
		八王子	八王子市 町田市	83,398人			6名
		府中	府中市 調布市 狐江市 多摩市 稲城市	61,491人			5名
	山梨	甲府	甲府市 山梨市 笛吹市 甲州市	23,221人	4,201km ²	0	2名
		大月	大月市 富士吉田市 都留市 上野原市 南都留郡 北都留郡	14,321人			1名
		竜王	甲斐市 垂崎市 南アルプス市 北杜市 中央市 西八代郡 南巨摩郡 中巨摩郡	21,965人			2名
	2県			396,609人	5,688km ²	0	30人

10. 南関東④地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問從事者 必須配置数
南関東	神奈川	鶴見	横浜市のうち鶴見区、神奈川区	38,740人	2,416km ²	0	3名
		横浜中	横浜市のうち西区、中区	19,886人			2名
		横浜南	横浜市のうち南区、磯子区、金沢区、港南区	54,616人			4名
		港北	横浜市のうち港北区、緑区、青葉区、都筑区	64,536人			5名
		横浜西	横浜市のうち保土ヶ谷区、戸塚区、旭区、瀬谷区、栄区、泉区	74,583人			5名
		川崎	川崎市のうち川崎区、幸区	37,558人			3名
		平塚	平塚市 秦野市 伊勢原市 中郡	43,706人			3名
		相模原	相模原市 大和市	77,931人			6名
		小田原	小田原市 南足柄市 足柄上郡 足柄下郡	25,073人			2名
		横須賀	横須賀市 逗子市 三浦市 三浦郡	43,344人			3名
		高津	川崎市のうち中原区、高津区、多摩区、宮前区、麻生区	90,059人			7名
		厚木	厚木市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛甲郡	50,014人			4名
		藤沢	藤沢市 鎌倉市 茅ヶ崎市 高座郡	55,537人			4名
	1県			675,583人	2,416km ²	0	51人

11. 中部①地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問從事者 必須配置数
中部	富山	富山	富山市	23,268人	2,046km ²	0	2名
		高岡	高岡市 水見市 射水市	17,864人			2名
		魚津	魚津市 滑川市 黒部市 中新川郡 下新川郡	9,398人			1名
		砺波	砺波市 小矢部市 南砺市	5,409人			1名
	石川	金沢北	金沢市 かほく市 河北郡	32,107人	4,186km ²	1	3名
		七尾	七尾市 輪島市 珠洲市 羽咋市 羽咋郡 鹿島郡 鳳珠郡	9,150人			1名
		小松	小松市 加賀市 能美市 能美郡	13,307人			1名
		金沢南	白山市 野々市市	8,391人			1名
	岐阜	岐阜南	羽島市 各務原市 羽島郡	17,841人	9,768km ²	0	2名
		多治見	多治見市 中津川市 瑞浪市 恵那市 土岐市	19,050人			2名
		大垣	大垣市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡 指斐郡	23,138人			2名
		高山	高山市 飛驒市 下呂市 大野郡	7,180人			1名
		美濃加茂	美濃加茂市 関市 美濃市 可児市 郡上市 加茂郡 可児郡	22,526人			2名
		岐阜北	岐阜市 山県市 瑞穂市 本巣市 本巣郡	37,477人			3名
	三重	津	津市 鈴鹿市 名張市 亀山市 伊賀市	43,396人	5,762km ²	6	3名
		四日市	四日市市 桑名市 いなべ市 桑名郡 員弁郡 三重郡	35,031人			3名
		松阪	松阪市 多気郡	13,037人			1名
		尾鷲	尾鷲市 熊野市 北牟婁郡 南牟婁郡	5,264人			1名
		伊勢	伊勢市 烏羽市 志摩市 度会郡	15,540人			2名
	4県			358,374人	21,762km ²	7	34人

12. 中部②地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問從事者 必須配置数
中部	静岡	静岡	静岡市のうち葵区、駿河区	32,797人	7,255km ²	1	3名
		浜松東	浜松市のうち東区、南区、浜北区、天竜区 磐田市	32,202人			3名
		浜松西	浜松市のうち中区、西区、北区 湖西市	32,900人			3名
		沼津	沼津市 御殿場市 福井市 駿東郡	33,124人			3名
		島田	島田市 烧津市 藤枝市 牧之原市 森原郡	27,133人			2名
		富士	富士市 富士宮市	27,804人			2名
		清水	静岡市のうち清水区	15,665人			2名
		三島	三島市 熱海市 伊東市 下田市 伊豆市 伊豆の国市 賀茂郡 田方郡	34,057人			3名
		掛川	掛川市 袋井市 御前崎市 菊川市 周智郡	19,021人			2名
	1県			254,703人			23人

15. 近畿②地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問從事者 必須配置数
近畿	大阪	大手前	大阪市のうち都島区、中央区	23,499人	811km ²	0	2名
		堀江	大阪市のうち西区、大正区	18,703人			2名
		市岡	大阪市のうち此花区、港区	16,650人			2名
		天満	大阪市のうち北区	13,143人			1名
		淀川	大阪市のうち東淀川区、淀川区	40,128人			3名
		今里	大阪市のうち東成区、生野区	26,636人			2名
		福島	大阪市のうち福島区、西淀川区	16,419人			2名
		城東	大阪市のうち旭区、城東区、鶴見区	35,472人			3名
		枚方	枚方市 寝屋川市 四條畷市 交野市	62,600人			5名
		豊中	豊中市 池田市 箕面市 豊能郡	47,296人			4名
		吹田	吹田市 高槻市 茨木市 摂津市 三島郡	68,984人			5名
		守口	守口市 大東市 門真市	40,234人			3名
		1県		409,764人			34人

16. 近畿③地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問從事者 必須配置数
近畿	大阪	天王寺	大阪市のうち天王寺区、阿倍野区 富田林市 河内長野市 松原市 羽曳野市 藤井寺市 大阪狭山市 南河内郡	64,298人	1,088km ²	0	5名
		難波	大阪市のうち浪速区	11,421人			1名
		玉出	大阪市のうち住吉区、西成区、住之江区	43,091人			3名
		八尾	八尾市 柏原市	27,436人			2名
		平野	大阪市のうち東住吉区、平野区	34,813人			3名
		貝塚	貝塚市 岸和田市 泉佐野市 泉南市 阪南市 泉南郡	42,884人			3名
		堺東	堺市	65,962人			5名
		東大阪	東大阪市	47,901人			4名
		堺西	泉大津市 和泉市 高石市 泉北郡	26,055人			2名
	和歌山	和歌山東	和歌山市 橋本市 紀の川市 岩出市 伊都郡	35,148人	4,726km ²	0	3名
		田辺	田辺市 御坊市 新宮市 日高郡 西牟婁郡 東牟婁郡	19,310人			2名
		和歌山西	海南市 有田市 海草郡 有田郡	7,621人			1名
	2県			425,940人	5,814km ²	0	34人

17. 近畿④地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問從事者 必須配置数
近畿	兵庫	三宮	神戸市のうち中央区	13,500人	8,396km ²	6	1名
		須磨	神戸市のうち長田区、須磨区、垂水区、西区	49,509人			4名
		東灘	神戸市のうち東灘区、灘区	22,798人			2名
		兵庫	神戸市のうち兵庫区、北区	24,925人			2名
		尼崎	尼崎市 伊丹市 川西市 川辺郡	68,700人			5名
		姫路	姫路市 相生市 赤穂市 宍粟市 たつの市 神崎郡 搭保郡 赤穂郡 佐用郡	57,472人			4名
		明石	明石市 洲本市 三木市 小野市 南あわじ市 淡路市 加東市	37,500人			3名
		豊岡	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡	11,191人			1名
		西宮	西宮市 芦屋市 宝塚市 三田市 篠山市 丹波市	64,249人			5名
		加古川	加古川市 西脇市 高砂市 加西市 多可郡 加古郡	33,894人			3名
	1県			383,738人	8,396km ²	6	30人

18. 中国①地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問從事者 必須配置数
中国	鳥取	鳥取	鳥取市 岩美郡 八頭郡	14,827人	3,507km ²	0	1名
		米子	米子市 境港市 西伯郡 日野郡	15,634人			2名
		倉吉	倉吉市 東伯郡	6,425人			1名
	島根	松江	松江市 安来市 雲南市 八束郡 仁多郡 隠岐郡	15,276人	6,708km ²	4	2名
		浜田	浜田市 益田市 江津市 邑智郡 鹿足郡	6,829人			1名
		出雲	出雲市 大田市 飯石郡	9,499人			1名
	岡山	岡山西	岡山市 玉野市	48,907人	7,010km ²	15	4名
		倉敷東	倉敷市 総社市 都窪郡	34,786人			3名
		津山	津山市 真庭市 美作市 真庭郡 苦田郡 勝田郡 英田郡 久米郡	12,983人			1名
		高梁	高梁市 新見市 加賀郡	3,375人			1名
		岡山東	備前市 濑戸内市 赤磐市 和気郡	6,632人			1名
		倉敷西	笠岡市 井原市 浅口市 浅口郡 小田郡	7,454人			1名
	3県			182,627人	17,225km ²	19	19人

21. 九州①地区

ブロック名	都道府県名	年金事務所名	管轄区域	滞納者数 (H22末時点)	面積	離島数	訪問専員 必須配置数
九州	福岡	博多	福岡市のうち博多区	19,740人	4,846km ²	8	2名
		中福岡	福岡市のうち中央区	16,352人			2名
		南福岡	福岡市のうち南区 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 朝倉市 筑紫郡 朝倉郡	60,903人			5名
		小倉北	北九州市のうち門司区、小倉北区	21,928人			2名
		久留米	久留米市 八女市 筑後市 大川市 小郡市 うきは市 三井郡 三潴郡 八女郡	42,587人			3名
		直方	直方市 飯塚市 田川市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡 田川郡	31,183人			3名
		八幡	北九州市のうち若松区、戸畠区、八幡東区、八幡西区 中間市 遠賀郡	39,870人			3名
		大牟田	大牟田市 柳川市 みやま市	14,532人			1名
		東福岡	福岡市のうち東区 宗像市 古賀市 福津市 糟屋郡	53,197人			4名
		小倉南	北九州市のうち小倉南区 行橋市 豊前市 京都郡 築上郡	26,336人			2名
		西福岡	福岡市のうち西区、城南区、早良区 糸島市	48,900人			4名
佐賀	佐賀	佐賀	佐賀市 烏栖市 多久市 小城市 神埼市 神埼郡 三養基郡	30,104人	2,440km ²	7	3名
		唐津	唐津市 伊万里市 東松浦郡	14,862人			1名
		武雄	武雄市 鹿島市 嬉野市 西松浦郡 杵島郡 藤津郡	12,382人			1名
長崎	長崎	長崎南	長崎市 五島市 南松浦郡	40,446人	4,105km ²	54	3名
		長崎北	壱岐市 対馬市 西海市 西彼杵郡	13,495人			1名
		佐世保	佐世保市 平戸市 松浦市 北松浦郡	27,617人			2名
		諫早	諫早市 島原市 大村市 雲仙市 南島原市 東彼杵郡	33,423人			3名
3県				547,857人	11,391km ²	69	45人

※各期における達成目標及び最低水準の考え方について

		第1期	第2期	第3期
現年度	対象保険料	23年度保険料	24年度保険料	25年度保険料
	達成目標	現年度 納付率(見込)	23年度現年度納付率(見込) +0.35～0.85%	23年度現年度納付率(見込) +0.70～1.70%
	最低水準	23年度現年度納付率(見込)	23年度現年度納付率(見込)	23年度現年度納付率(見込)
過年度1年目	対象保険料	22年度保険料	23年度保険料	24年度保険料
	達成目標	過年度1年目 納付率(見込)	23年度現年度納付率(見込) +4.0%	第1期現年度達成目標 +4.0%
	最低水準	23年度現年度納付率(見込) +2.8%	第1期現年度最低水準 +2.8%	第2期現年度最低水準 +2.8%
過年度2年目	対象保険料		22年度保険料	23年度保険料
	達成目標		23年度過年度1年目納付率(見込) +2.5%	第1期過年度1年目達成目標 +2.5%
	最低水準	23年度過年度1年目納付率(見込) +1.8%	第1期過年度1年目最低水準 +1.8%	第2期過年度1年目最低水準 +1.8%

		23年度免除等	24年度免除等	25年度免除等	26年度免除等
免除	対象免除	23年度免除等	24年度免除等	25年度免除等	26年度免除等
	達成目標	免除等率(見込)	23年度免除等率(見込) +1.5%	23年度免除等率(見込) +3.0%	23年度免除等率(見込) +4.5%
	最低水準	23年度免除等率(見込)	23年度免除等率(見込)	23年度免除等率(見込)	23年度免除等率(見込)

(別紙2－2) 達成目標等算出根拠

別紙2－1の対象年金事務所別達成目標等一覧は、以下の算出根拠に基づき、年金事務所ごとに別添のとおり算出している。

(計算の過程は、達成目標算出表を参照)

[] 内は単位

【現年度保険料】

①被保険者累計（見込）[月数]

各月における第1号被保険者数と任意加入被保険者数の合計の年間累計。

※23年度被保険者累計（見込）は、20年度から22年度における前年度各月と前々年度各月の増減の平均割合を、23年度の直近実績に乗じて算出し、4月～3月を累計。

※24～26年度については、上記各月増減の平均割合から推計し、23年度見込被保険者数から増加する場合はその数値を、減少する場合は23年度見込値を使用。

②全額免除等累計[月数]

年度末時点の第1号被保険者数に23年度全額免除等率（見込）を乗じて算出。

※全額免除等累計[月数] = 年度末第1号被保険者数[人] × 23年度全額免除等率（見込）[%] × 10.198月

※23年度全額免除等率（見込）=22年度末時点における法定免除、全額免除、学生納付奨励、若年者納付猶予の該当者の合計を22年度末第1号被保険者数で除した割合

※10.198月=20～22年度における全額免除等の1人当たり平均承認月数

③納付対象月数[月数]

納付対象者累計[月数]（①－②）に調整率96.71%を乗じて積算。

※調整率96.71% = 20～22年度における納付対象者累計[月数]に対する納付対象月数の平均減少率

④見込み納付期限内納付率[%]

23年度納付期限内納付率（見込）とし、各期計算過程において同数値を使用。

⑤-1 現年度最低納付率[%]

現年度最低納付率は23年度現年度納付率（見込）とする。

※最低納付率は、各期計算過程において同数値を使用。

⑤-2 現年度最低水準(12ヶ月)[月数]

現年度最低納付月数から見込み納付期限内納付月数を除いたものに、99.5%（強制徴収による収納見込み分として0.5%を差し引いた調整率）を乗じて積算。

※現年度最低納付月数=③から推計される納付対象月数 × 最低納付率

⑥-1 現年度目標納付率と加算率[%]

現年度目標納付率は、現年度最低納付率に加算率を加えて積算。

※加算率は、日本年金機構の中期目標に基づき、平成25年度において平成21年度現年度納付率+1.0%を達成するため、23年度現年度納付率見込みとの差を按分

した数値とする。ただし、その率が 0.35%以下の場合は、「0.35%」とし、0.85%以上の場合は、「0.85%」とする。

※加算率は、各期の計算過程において、以下の数値を使用。

第 1 期の加算率=0.35%～0.85%

第 2 期の加算率=0.70%～1.70%

第 3 期目の加算率=1.05%～2.55%

⑥-2 現年度達成目標（12ヶ月）[月数]

現年度目標納付月数から見込み納付期限内納付月数を除いたものに、99.5%（強制徵収による収納見込み分として0.5%を差し引いた調整率）を乗じて積算。

※現年度目標納付月数=③から推計される納付対象月数 × 現年度目標納付率

⑦H24.9までの見込み納付月数按分率、H26.9までの見込み納付月数按分率[%]

現年度保険料の総納付月数（12ヶ月分）について、H22.5からH22.9までに納付された月数の割合。

※按分率は、第1期及び第3期の計算過程において同数値を使用。

【過年度1年目保険料】

納付対象月数[月数]

現年度③から推計される納付対象月数に、100.05%を乗じて算出。（ただし、第1期については、23年度見込現年度納付対象月数に100.05%を乗じて算出する。）

※100.05%＝20～22年度における現年度から過年度1年目への納付対象月数の平均伸び率

②-1 最低水準（12ヶ月）[月数]

過年度1年目最低納付月数から前期現年度における見込み納付期限内納付月数を除いたものに、99.5%（強制徵収による収納見込み分として0.5%を差し引いた調整率）を乗じて算出。（ただし、第1期については、過年度1年目最低納付月数から23年度末時点の見込納付月数を除いたものに99.5%を乗じて算出する。）

※最低納付月数=①から推計される納付対象月数 × 最低納付率

②-2 最低納付率と最低水準加算率[%]

最低納付率は、現年度最低納付率に最低水準加算率2.8%を加えて積算。

※最低水準加算率2.8%は、日本年金機構の中期目標に基づく年度計画により、現年度納付率から確保すべき伸び幅を踏まえ、最近の傾向で最も低い数値を使用
※最低水準加算率2.8%は、各期計算過程において同数値を使用。

③-1 目標納付率と達成目標加算率[%]

目標納付率は、現年度目標納付率に達成目標加算率4.0%を加えて積算。

※過年度1年目達成目標加算率4.0%は、日本年金機構の中期目標に基づく年度計画により、現年度納付率から確保すべき伸び幅の最大値を使用。

※達成目標加算率4.0%は、各期計算過程において同数値を使用。

③-2 達成目標（12ヶ月）[月数]

目標納付月数から、現年度見込み納付期限内納付月数を除いたものに、99.5%（強制徵

収による収納見込み分として 0.5%を差し引いた調整率) を乗じて算出。(ただし第 1 期については、過年度 1 年目目標納付月数から 23 年度末時点の見込納付月数を除いたものに 99.5%を乗じて算出する。)

※目標納付月数=①から推計される納付対象月数 × 目標納付率

④H24. 9までの見込み納付月数按分率、H26. 9までの見込み納付月数按分率 [%]

過年度 1 年目保険料の総納付月数 (12 ヶ月分) について、H22. 5 から H22. 9 までに納付された月数の平均割合。

※按分率は、第 1 期及び第 3 期の計算過程において同数値を使用。

【過年度 2 年目保険料】

①納付対象月数 [月数]

過年度 1 年目① から推計される納付対象月数に、100.64%を乗じて積算。

※ $100.64\% = 20 \sim 22$ 年度における過年度 1 年目から過年度 2 年目への納付対象月数の平均伸び率

※ただし、第 1 期については、23 年度見込過年度 1 年目納付対象月数に、100.64%を乗じて算出する。

②-1 最低水準 (12 ヶ月) [月数]

過年度 2 年目最低納付月数から見込納付期限内納付月数を除いたものに、99.5% (強制徴収による収納見込み分として 0.5%を差し引いた調整率) を乗じて算出。(ただし第 1 期については、過年度 2 年目最低納付月数から 23 年度末時点の見込納付月数を除いたものに 99.5%を乗じて算出する。)

※最低納付月数=①から推計される納付対象月数 × 最低納付率

②-2 最低納付率と最低水準加算率 [%]

最低水準納付率は、前期における過年度 1 年目最低納付率に最低水準加算率 1.8%を加えて積算。

※最低水準加算率 1.8%は、日本年金機構の中期目標に基づく年度計画により、現年度納付率から確保すべき伸び幅を踏まえつつ、最近の傾向で最も低い数値を使用。

※最低水準加算率 1.8%は、各期計算過程において同数値を使用。

③-1 目標納付率と達成目標加算率 [%]

目標納付率は、過年度 1 年目目標納付率に過年度 2 年目達成目標加算率 2.5%を加えて積算

※過年度 2 年目達成目標加算率 2.5%は、日本年金機構の中期目標に基づく年度計画により、過年度 1 年目納付率から確保すべき伸び幅の最大値を使用。

※達成目標加算率 2.5%は、各期計算過程において同数値を使用。

③-2 目達成目標 (12 ヶ月) [月数]

目標納付月数から、現年度の見込納付期限内納付月数を除いたものに、99.5% (強制徴収による収納見込み分として 0.5%を差し引いた調整率) を乗じて算出。(ただし第 1 期については、過年度 2 年目目標納付月数から 23 年度末時点の見込納付月数を除いたも

のに99.5%を乗じて算出する。)

※目標納付月数=①から推計される納付対象月数 × 目標納付率

④H24.9までの見込み納付月数按分率、H26.9までの見込み納付月数按分率 [%]

過年度2年目保険料の総納付月数（12ヶ月分）について、H22.5からH22.9までに納付された月数の平均割合。

※按分率は、第1期及び第3期の計算過程において同数値を使用。

【免除等】

①年度末第1号被保険者数 [人]

任意加入被保険者は除く。

※23年度（見込み）=20年度から22年度における前年度3月～3月までの各月増減の平均割合から23年度直近実績に乗じて算出。

※24～26年度については、上記各月増減割合の平均から推計し、23年度見込み被保険者数から増加する場合はその数値を、減少する場合は23年度見込み値を使用。

②-1 免除等最低水準 [件数]

年度末時点の第1号被保険者数に最低免除等率を乗じたものに、128.77%を乗じて算出。

※ $128.77\% = 20 \sim 22$ 年度の年間免除等承認処理件数と年度末時点の免除等承認者数の割合の平均。

②-2 最低免除等率 [%]

最低免除等率=23年3月時点における全額免除、学生納付督励、若年者納付猶予の該当者の合計（以下「免除等」という。）を22年度末第1号被保険者数で除した割合に0.5%を上乗せして算出。

※最低免除等率は、各期計算過程において同数値を使用。

③-1 達成目標 [件数]

年度末時点の第1号被保険者数に目標免除等率を乗じたものに、128.77%を乗じて算出。

※ $128.77\% =$ 上記②と同様。

③-2 目標免除等率 [%] と加算率 [%]

目標免除等率は最低免除等率に加算率1.5%を加えて積算。

※加算率は各期の計算過程において、以下の数値を使用。

第1期の加算率=1.5%

第2期の加算率=3.0%

第3期の加算率=4.5%

④H24.9までの見込み承認件数按分率、H26.9までの見込み承認件数按分率 [%]

免除等が承認された件数（12ヶ月分）について、5月から9月までに承認された件数の直近3年間の平均割合。

※按分率は、第1期及び第3期の計算過程において同数値を使用。

(別紙3) 総合評価基準（技術評価）

国民年金保険料の収納事業の落札者を決定するための評価は、提出された企画提案書の内容が、事業の目的に沿った実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について、以下により技術評価を行う。

【必須項目審査】

国民年金保険料の収納事業の目的及び業務内容に照らし、別表「総合評価基準（技術評価）表」に記載する必須評価項目について、最低限の要求要件を満たしているものは「合格」とし、基礎点（200点）を付与する。

なお、必須評価項目について、1項目でも最低限の要求要件を満たしていないものは「不合格」とする。

【加点項目審査】

国民年金保険料の収納事業の目的及び業務内容に照らし、各評価項目について有効な提案が行われた場合は、企画提案の優劣について加点基準に基づき、基本的には相対的評価を行うことにより「加点」する。

企画提案書に記述された各評価項目の内容について、評価委員会の委員が以下のよう観点から総合的に評価を行い、別表1「総合評価基準（技術評価）表」の各項目に設定した得点の配分について別表2「企画提案書の評価手順について」によりそれぞれ得点の付与を行い、集計するものとする。

- ① 本事業の目的等が正しく理解され、企画提案内容に数値的な基礎根拠を明らかにした上で具体的に反映されていること。
- ② 企画提案内容の妥当性、実現可能性について、他の選択肢との比較検討や結論に至る検討過程が具体的に明示されるなど説得力を有すること。
- ③ 各評価項目に対する評価の観点の具体的項目を満たしていること。

【採点方式】

技術評価の得点配分は1200点とする。

- ① 基礎点は200点とする。
- ② 加点の合計は1000点を上限とする。

(別表1)総合評価基準(技術評価)表(H24案)

評価項目・評価の観点				必須事項に係る最低限の要求要件 加点事項に係る評価の観点	
(i) 基本的考え方					
本事業の目的、趣旨を適切に把握しているか。受託するに当たつての基本的な考え方及び方針はどのようなものか。	必須	一	一	・本事業の目的、趣旨を適切に把握した上で、受託するに当たつての基本的な考え方及び方針が明確に示されていること。	
(ii) 実施体制					
本事業を実施するため、事業者としてどのような組織体制で取り組むのか。	必須	一	一	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を確實に実施するため、総括責任者、地域責任者及び従事人員について、適切な体制（配置数等）が具体的に示されていること。 ・戸別訪問を担当する従事者について、各年金事務所ごとに必須設置数以上が設置されていること。 ・総括責任者及び地域責任者について、国民年金制度における総括責任者を有する者を配置し、本事業の実施に当たつて日本年金機構の本事業における総括責任者からの照会、連絡等、必要な場合に直ちに対応できる体制が具体的に示されていること。 ・入れ（契約）地区内に複数の都道府県がある場合、各都道府県単位に地域責任者を設置し、定例打合せ会議や日本年金機構の本事業における地域責任者からの照会、連絡等に対応できる体制が具体的に示されていること。 	
本事業に有効であると考えられる業務に携わったことがある実務経験者又は有効な資格を持つ者の配置及び人數等が具体的に示されており、本事業に有効であると評価できること。	加点	0~100	0~100	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するために、個人情報の取扱い及び秘密保持等の規程が整備されており、本事業に関連する法令や契約に基づくコンプライアンス等について、適切な運営管理及び実施体制の確保が図られていること。 ・本事業に携わる従事者について、資質向上（年金制度への理解、督励方法の検討、個人情報の取扱い等）のための研修体制が整備され、具体的なスケジュールの下、実施することが示されていること。 ・本事業を実施するための指揮監督の体制（命令系統）、事業進捗状況の把握、報告管理、クレーム処理等のエスカレーションや進行管理について適切に示されていること。 	
本事業を実施するため、事業者としてどのように運営管理（個人情報の取扱い及び秘密保持、法令及び契約に基づくコンプライアンス、社内研修等の実施）、進行管理（指揮命令、苦情処理等）を実施するのか。	必須	一	一	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業に携わる従事者への研修にについて、研修カリキュラムや実施時期等、従事者のスキルアップに向けた効果的に実施することが具体的に示されており、本事業に有効であると評価できること。 	
	加点	0~150	0~150	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の管理、保護及びトラブル発生防止のための施策が具体的に示されており、運営管理及び進行管理が適切に実行できると評価できること。 ・万一行情漏洩、トラブルの発生に当たつての具体的な対応マニュアル等が示されており、運営管理及び進行管理の下で適切な措置が実施できると評価できること。 	

基本的事項

(iii) 入札参加者の業務経験			
入札参加者の実施する事業において、本事業と関連又は類似する業務経験及び実績（遂行状況）はどうになっているか。	必須	一	<ul style="list-style-type: none"> ・入札参加者の実施する事業において、本事業と関連又は類似する業務経験及び実績（遂行状況）が示されていること。 ・本事業を実施する上で、有効と評価できる業務経験が具体的に示されているか。
（iv）滞納者に対する国民年金保険料の納付督励（免除等申請手続軽減）業務	加点 0～100	0～100	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施する上で、有効と評価できる事業実績（遂行状況）が具体的に示されているか。 ・本事業を実施する上で、有効と評価できる業務経験及び実績を、本事業にどのように反映、活用させるか具体的に示されているか。
（v）滞納者に対する国民年金保険料の納付督励（免除等申請手続軽減）業務			
<p>滞納者すべてに対して少なくとも3ヶ月ごとの頻度で納付督励（免除等勧奨）を実施し、達成目標を達成する施策について、滞納者に対する制度への理解及び自主納付意欲の向上の推進を含め、どのような取組を行うのか。</p> <p>【保険料滞納期間別】</p> <p>短期滞納者…1～6カ月未納 中期滞納者…7～12カ月未納 長期滞納者①…13～18ヶ月未納 長期滞納者②…19～24ヶ月未納</p> <p>・オペレータによる電話督励、戸別訪問、文書送付のすべての実施が提案されており、滞納者の特性（保険料滞納期間別、年代別等）に応じて実効性があると評価できる納付督励（免除等勧奨）の手法の活用方法や組み合わせ、滞納者一人当たりの督励頻度、月間（又は年間）実施計画件数が具体的に示されていること。</p> <p>・それぞれの督励手法別に、実現可能な実施計画件数を算出した計算根拠が明確に示されていること。</p> <p>・提案されたそれぞれの督励手法について、実施計画件数を効果的に実行するための人員の配置が具体的に示されていること。</p> <p>・それぞれの督励手法について、総合的な督励概念図（体系図）、各手法ごとの督励スクリプト図等が示されており、かつ、文書、電話による督励で納付に結び付かなかつた場合に戸別訪問を実施する行程となっていること。</p> <p>・文書送付を実施する場合、滞納者の特性や送付時期等を考慮し、複数種類を用いて実施され、送付対象となる滞納者の抽出根拠が示されていること。</p>			
業務事項			

		<ul style="list-style-type: none"> 文書送付を実施する場合、滞納者の納付（申請）意欲を向上させるため、どのような内容（目的）でどのような効果が見込まれるのか具体的に示されているか。
	0～50	<ul style="list-style-type: none"> 戸別訪問を実施する際、他の督励手法との組み合わせも含め、訪問対象や実施頻度、効果等が明確に示されているか。
	0～150	<ul style="list-style-type: none"> 契約地区の滞納者数や面積、離島数等の地域特性を活かした提案が示されているか。
	0～50	<ul style="list-style-type: none"> 滞納者への納付督励について、「電話督励（オペレータによるもの）」「文書送付」「戸別訪問」「納付相談会」以外の督励手法について、民間事業者独自又は新たな督励手法が提案されており、効果的・効率的な実施に資するものであるか。また、当該方法に違法性がない根拠が明確に示されているか。
	0～50	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替、クレジットカード納付の申請勧奨に当たって、その有効性をどのように滞納者へ説明し獲得を目指すのか、有効な提案となっているか。
	0～50	<ul style="list-style-type: none"> 離島、山間地域等の遠隔地に居住する滞納者について、有効かつ効率的に納付督励を行うための手法や頻度が示されているか。（例えば納付相談会を年金事務所と協力して開催するなど具体的な提案が示されているか。）
	0～50	<ul style="list-style-type: none"> 日本年金機構から提供する滞納者情報のうち、電話番号が収録されている者について、解明方法等が実効性のある提案となっているか。また、当該方法に違法性がない根拠が明確に示されているか。
	—	<ul style="list-style-type: none"> 実施したそれぞれの督励手法における効果測定について、滞納者の滞納期間別、年齢階層別、督励実施日及び時間帯別等、取組を行う上で有効な区分に分類した上で、接触率や効果率など分析できる提案となっているか。
(v) 達成目標の達成に向けた事業スケジュール		<ul style="list-style-type: none"> すべての達成目標を達成するための施策を実施する適切なスケジュールが数値的根拠を踏まえて具体的に示されていること。 <ul style="list-style-type: none"> ①契約期間における最終目標を示した長期的総合スケジュール ②各期又は年間を通して、計画的な督励の実施を示した戦略的中期スケジュール ③月毎の定期的督励予定を示したルーチンスケジュール

		<ul style="list-style-type: none"> ・滞納者の特性及び地域の実情等を的確に把握した上で、各特性等に応じた適切かつ効果的なスケジュールの設定について、評価できる内容が具体的に示されていること。 ・施策のスケジュールが効果的な連携を図って実施されると評価できる内容が具体的に示されていること。 								
加点	0~100	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施するための適切な実施体制の整備・維持方法について、具体的な数値的根拠を踏まえ、評価できる内容が具体的に示されていること。 <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業進捗状況の把握の方法及び事業方針への反映等について、評価できる内容が具体的に示されていること。 								
(vi) 被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">納付受託業務の実施内容</th> <th colspan="3" style="text-align: center; padding: 5px;">評価基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">戸別訪問や納付相談会を実施する際、滯納者から納付受託の申出を受けた場合に、受託保険料の盗難、亡失の防止を図るとともに、適切に管理して国庫に納付するため、どのような事務処理、措置を講じるのか。</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">必須</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">一</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">・滯納者からの納付受託に際しての確実な事務処理手順が示されているとともに、適切で安全な管理体制が具体的に示されていること。</td> </tr> </tbody> </table>			納付受託業務の実施内容	評価基準			戸別訪問や納付相談会を実施する際、滯納者から納付受託の申出を受けた場合に、受託保険料の盗難、亡失の防止を図るとともに、適切に管理して国庫に納付するため、どのような事務処理、措置を講じるのか。	必須	一	・滯納者からの納付受託に際しての確実な事務処理手順が示されているとともに、適切で安全な管理体制が具体的に示されていること。
納付受託業務の実施内容	評価基準									
戸別訪問や納付相談会を実施する際、滯納者から納付受託の申出を受けた場合に、受託保険料の盗難、亡失の防止を図るとともに、適切に管理して国庫に納付するため、どのような事務処理、措置を講じるのか。	必須	一	・滯納者からの納付受託に際しての確実な事務処理手順が示されているとともに、適切で安全な管理体制が具体的に示されていること。							

(別表2) 加点項目の評価手順について

1. 企画提案書の評価

各地区（23地区）ごとに民間事業者から提出される企画提案書について、「(別表1) 総合評価基準表」に基づき、以下の方法により各加点項目を評価する。

2. 評価方法

評価に当たっては、「A～E」の5段階とし、各加点項目ごとに相対評価を基本とする。

評価	評価内容	得点割合
A	具体性及び実効性があると認められ、特に優れているもの。	100%
B	具体性及び実効性があると認められ、優れているもの。	75%
C	具体性及び実効性があると認められ、評価できるもの。	50%
D	具体性及び実効性が一定程度認められ、部分的に評価できるものもしくはやや劣るもの。	25%
E	具体性及び実効性に欠け、評価できないものもしくは特に劣るもの。	0%

(別紙4)従来の実施状況に関する情報の開示

【各年金事務所における共通事項】

1 従来の実施に要した経費

(注記事項)

1. 従来の実施に要した経費として、公共サービス改革法に基づく平成21年10月開始事業と平成22年10月開始事業の経費を各期ごとに開示している。

2. 各費目の内容は以下のとおり。(ただし、実際の記載は「③委託費等」のみとしている。)
- ・人件費：職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、非常勤職員手当、社会保険料、諸謝金
 - ・物件費：印刷製本費、通信運搬費、借料、光熱水料、雑役務費
 - ・委託費等：委託費、旅費

(1)人件費

民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた年度の「人件費」は、収納業務に従事した常勤職員及び非常勤職員に係る人件費のうち、入札の対象業務となる納付督励業務(催告状、電話督励、戸別訪問、集合徴収等)、免除等申請手続の勧奨業務(文書勧奨、電話勧奨、戸別訪問等)及びこれに付随する管理業務(収納対策の企画・進捗管理・推進員管理・テレマ指導管理等)の従事割合により算出している。

業務従事割合 = 各職員の在籍月数 ÷ 12月 × 対象業務従事時間数 ÷ 総勤務時間数

民間競争入札実施後の年度における「人件費」は、民間委託業務の対象外であった免除等申請手続の勧奨業務に主に従事した特定業務契約職員(旧国民年金推進員)の実績を基に算出している。

(2)物件費

物件費は、入札の対象業務となる納付督励業務(催告状、電話督励、戸別訪問、集合徴収等)及び免除等申請手続の勧奨業務(文書勧奨、電話勧奨、戸別訪問等)に要した印刷費、郵送料、通信料、賃借料(事務所、備品)を計上している。

(3)委託費等

「委託費定額部分」に委託契約金額を計上し、「成功報酬等」に委託費の増減額、口座振替・クレジットカード納付獲得による成功報酬額及び電話番号判明件数による成功報酬額(平成22年10月開始事業のみ)の合計を計上している。

3. 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は、推計の要素を含む参考情報であり、各費目の算定方法は以下の通り。(ただし、実際の記載なし。)

(1)減価償却費(受託者において準備する必要のある施設・設備のうち、物件費に計上していないもの)

- ・定額法により算出している。
- ・建物全体の減価償却費のうち、本業務に従事した常勤職員における業務従事割合相当分を算出している。

(2)退職給付費用

旧社会保険庁全体の退職給付費用を庁内総職員数で除した金額に本業務に従事した常勤職員数(「2 従来の実施に要した人員」の常勤職員数)を乗じた金額を計上している。

(3)間接部門費

民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた年度の「間接部門費」には、旧社会保険事務所を管轄する旧社会保険事務局及び旧社会保険事務所内の庶務課において、当該間接業務に従事する者の経費を対象業務の従事割合に応じて比例配分している。

2 従来の実施に要した人員

(業務従事者に求められる知識・経験等)

- ・国民年金制度に関する知識と理解を有していること等

(業務の繁閑の状況とその対応)

- ・通常での業務の繁閑は基本的に生じないが、日本年金機構の行動計画では、例年、年末・年度末に収納対策を集中的に実施する。
- ・被保険者の異動や景気状況等を背景に滞納者が大幅に増減する可能性がある。

(注記事項)

民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた際の国民年金推進員等の雇用体系等について、以下のとおり参考に記載する。

(1)国民年金推進員

勤務時間：1週間当たり30時間(土曜日・日曜日を含む午前8時から午後9時までの間)

給与：

(平成17年9月まで)

①月額156,000円(原則として、夜間及び土・日曜日の勤務時間が1週間の勤務時間の2分1を超えない場合は、147,000円)

②賞与 期末給与…6月に0.85月分、12月に0.90月分(全員)

勤勉給与…0.30月分(設置数の1割)

0.15月分(設置数の2割)

(平成17年10月から平成18年3月まで)

①月額…Aランク 176,000円(活動実績の順位が上位10%以内)

Bランク 168,000円(" 上位25%まで(Aを除く))

Cランク 160,000円(" 上位45%まで(A・Bを除く))

Dランク 152,000円(" 上位75%まで(A～Cを除く))

Eランク 144,000円(上記以外)

②賞与 期末給与…6月に0.45月分、12月に0.55月分(全員)

勤勉給与…0.80月分(特に勤務成績が優秀な者(設置数の2割を上限)に支給)

<p>0.40月分(勤務成績が優秀な者(設置数の4割を上限)に支給) (平成18年4月から)</p> <p>①月額…Aランク 175,500円(活動実績の順位が上位10%以内) Bランク 167,500円(" 上位25%まで(Aを除く) Cランク 159,500円(" 上位45%まで(A・Bを除く) Dランク 151,500円(" 上位75%まで(A～Cを除く) Eランク 143,600円(上記以外) ただし、各社会保険事務局の国民年金推進員1人1月当たりの活動実績を全国平均ポイントで除して得た値に応じて、A～Cランクの格付けを調整可能。</p> <p>②賞与 期末給与…6月に0.45月分、12月に0.55月分(全員) 勤勉給与…0.80月分(特に勤務成績が優秀な者(設置数の2割を上限)に支給) 0.40月分(勤務成績が優秀な者(設置数の4割を上限)に支給)</p> <p>(2)特別国民年金推進員 国民年金推進員が対応しきれない町村地域等の未納者に対する戸別訪問を行うために設置 勤務時間：1日6時間勤務で月10日以内 (平成18年3月まで) 日額 7,800円 (平成18年4月から) 日額 7,780円</p> <p>(3)国民年金収納指導員 常勤職員と同様の勤務時間 日額 Aクラス 12,600円 Cクラス 7,200円</p> <p>(4)賃金職員 常勤職員と同様の勤務時間 給与は各社会保険事務所により異なる</p> <p>(5)特定業務契約職員(旧国民年金推進員) 日額 Aクラス 9,910円 Cクラス 6,800円</p>
--

3 従来の実施に要した施設及び設備

<p>【民間競争入札実施前の国が自ら業務を実施していた際に使用した施設、設備等】</p> <p>施設：旧社会保険事務所庁舎(なお、旧社会保険事務所においては、政府管掌健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金の適用・徴収・給付・相談業務を一体的に行っており、本業務はそのうちの国民年金保険料に係る納付督促業務等を委託するものである。)</p> <p>設備：以下、本業務に共通して使用する設備を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> (机、椅子類)机、椅子、ロッカー、書棚、書庫 (通信・電話関係)電話機・FAX (端末)社会保険オンラインシステム端末、専用プリンター、金銭登録機(戸別訪問督促時に使用) (PC関係)パソコン、プリンター (自動車)公用四輪・二輪自動車 (なお、国民年金推進員については、自家用車を使用。) (その他事務用品類)コピー機、シュレッダー <p>(注記事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定業務契約職員(旧国民年金推進員)については、金銭登録機を除き、上記施設及び設備を使用していない。 2. 上記の施設及び設備のうち、社会保険オンラインシステム端末及び金銭登録機については、民間事業者に貸与する。(それ以外の施設及び設備は、民間事業者が用意することとなる。)

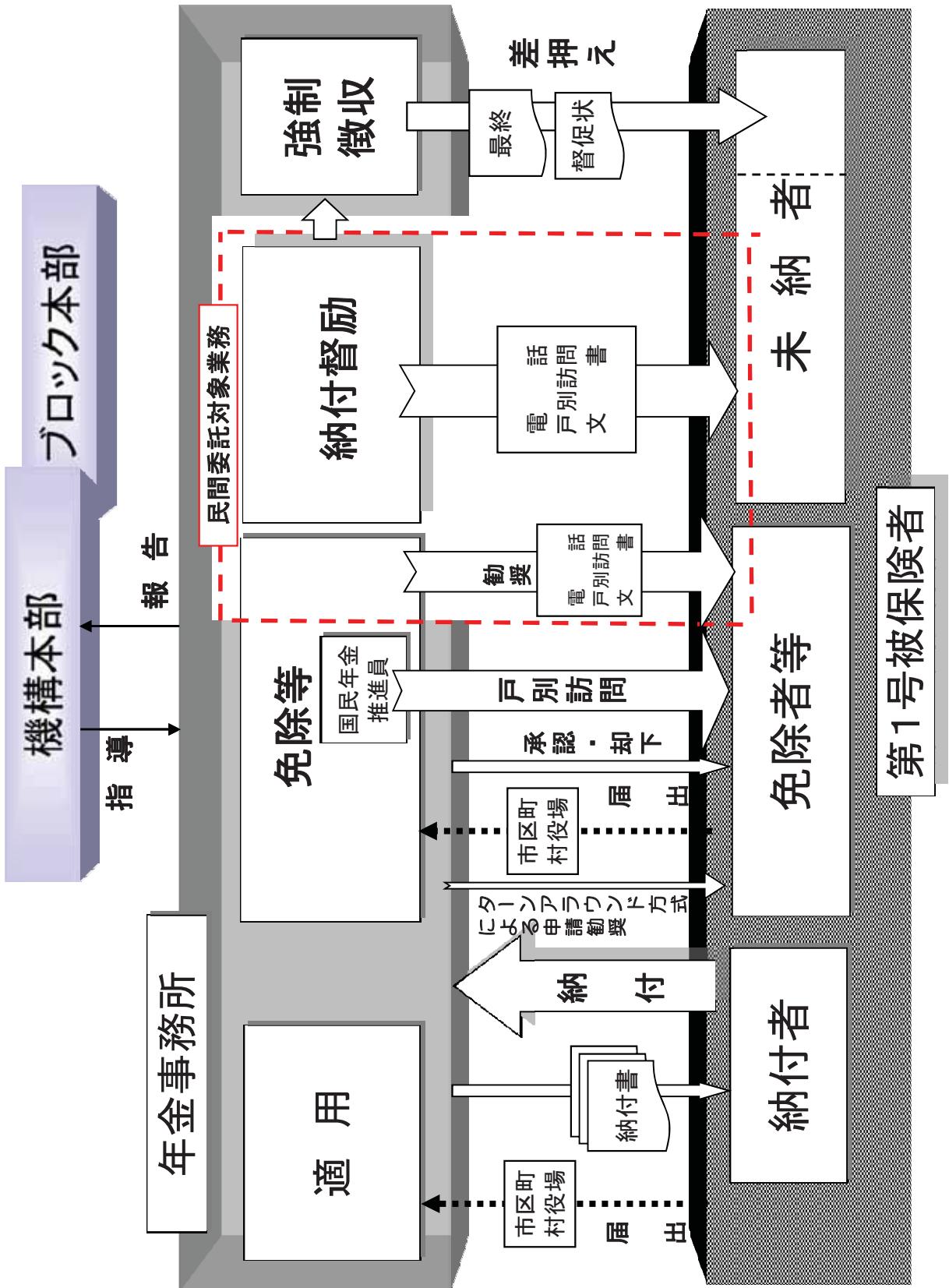
4 従来の実施における目的の達成の程度

<p>(注記事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 従来の実施における目的の達成の程度として、民間競争入札実施後の受託事業者の達成状況を開示している。 2. 平成22年10月開始事業の年金の達成状況の平成22年度については、平成22年10月から平成23年4月までの7カ月分を計上している。 3. 要求水準(達成目標)は、被保険者数の減少に伴う見直し後の数値を計上している。

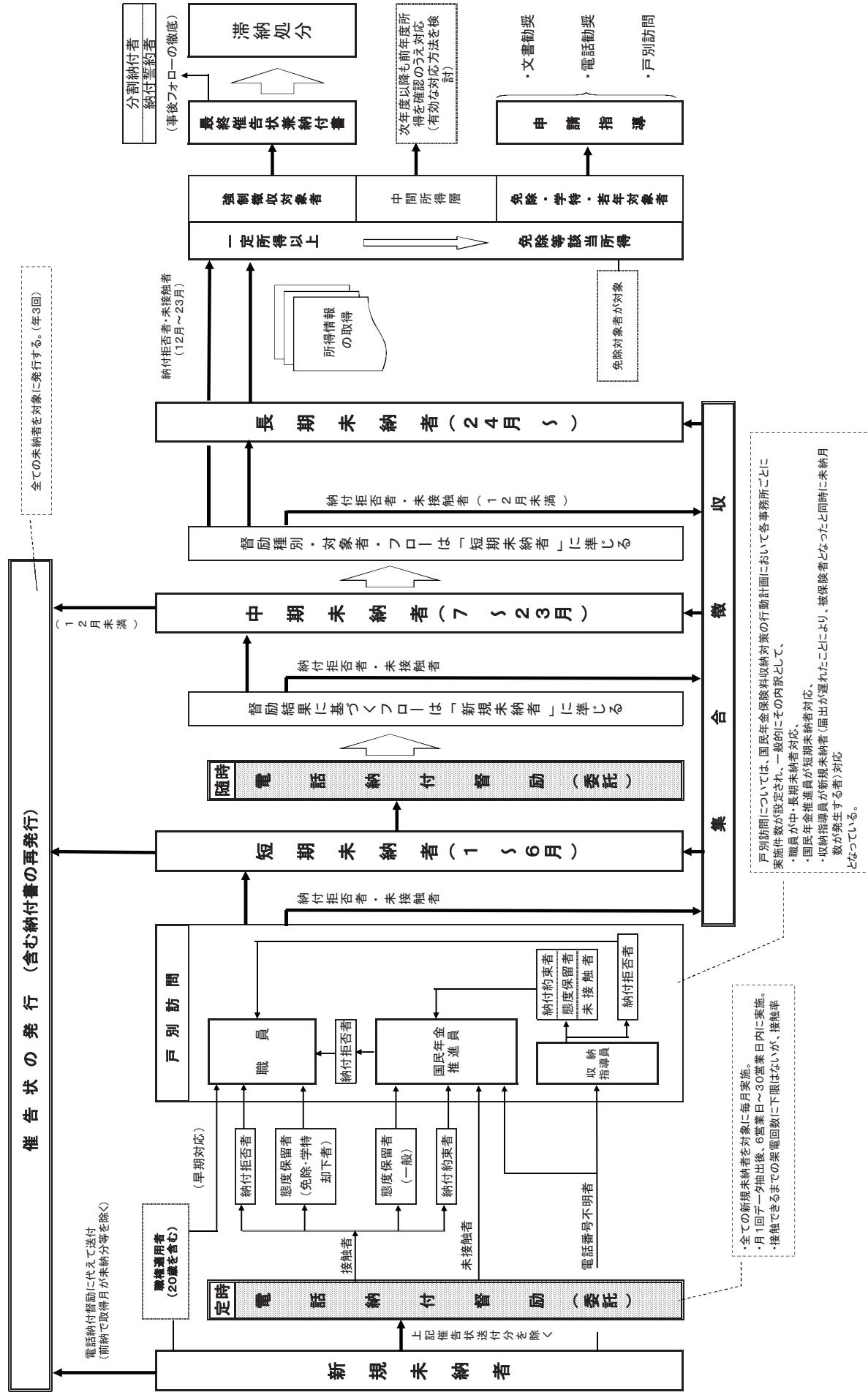
5 従来の実施方法等

<p>従来の実施方法等として、民間競争入札実施後の年金事務所別の実績を開示している。 なお、民間競争入札実施前の国が自ら実施していた方法等については、次のフロー図等の通り。</p>

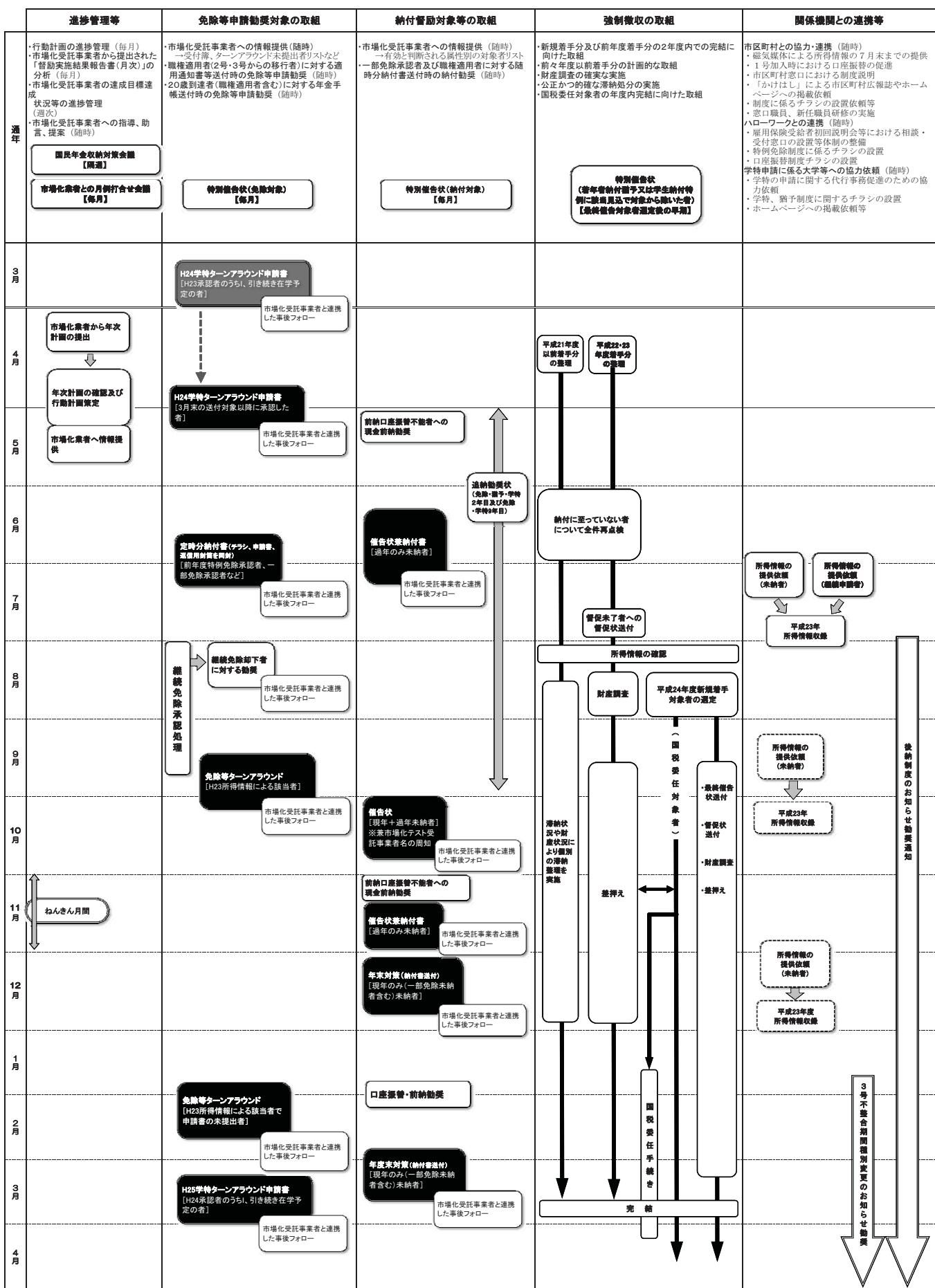
国民年金事業の概要図



民間委託実施前の従前の業務フロー〔標準的な例〕



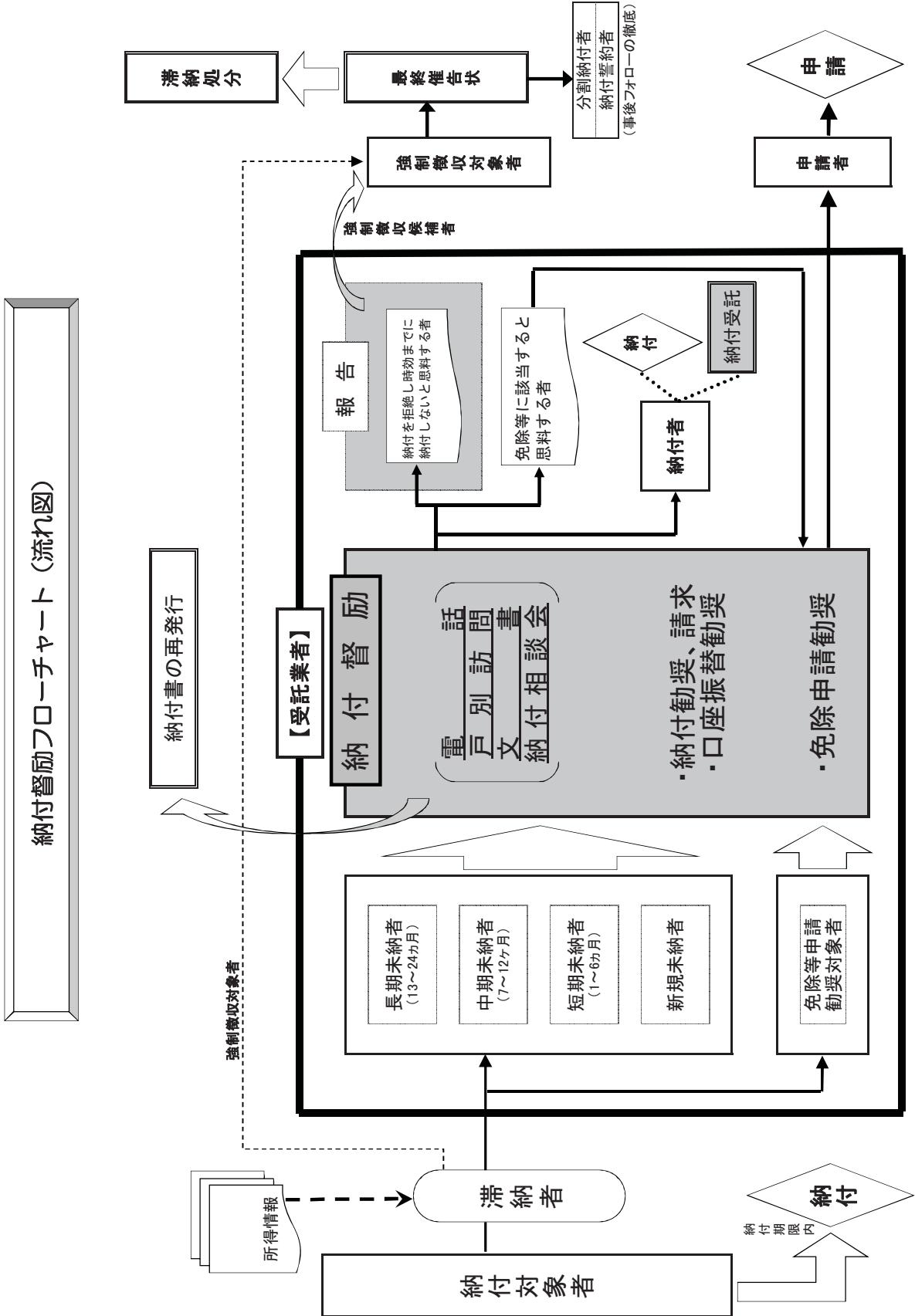
平成24年度 行動計画年間スケジュール(案)



(注) 全年金事務所統一的な取組

 機構本部から送付する取組

納付督励フローチャート（流れ図）



[●●●ブロック(●●●地区)]

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

●●地区(平成21年10月開始事業)		平成21年度 (H21.10~H21.12)	平成21年度 (H22.1~H22.4)	平成22年度 (H22.5~H23.4)	平成23年度 (見込)
人件費 ①	常勤職員	-	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-	-
物件費②		-	-	-	-
委託費等 ③	委託費定額部分	XXX	XXX	XXX	XXX
	成果報酬等	XXX	XXX	XXX	XXX
	旅費その他	-	-	-	-
①~③小計(a)		XXX	XXX	XXX	XXX
参考値(b)	減価償却費	-	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-	-
	間接部門費	-	-	-	-
(a)+(b)合計		XXX	XXX	XXX	XXX
●●地区(平成22年10月開始事業)		平成21年度 (H21.10~H21.12)	平成21年度 (H22.1~H22.4)	平成22年度 (H22.10~H23.4)	平成23年度 (見込)
人件費 ①	常勤職員			-	-
	非常勤職員			-	-
物件費②				-	-
委託費等 ③	委託費定額部分			XXX	XXX
	成果報酬等			XXX	XXX
	旅費その他			-	-
①~③小計(a)				XXX	XXX
参考値(b)	減価償却費			-	-
	退職給付費用			-	-
	間接部門費			-	-
(a)+(b)合計				XXX	XXX
«●●ブロック合計»		平成21年度 (H21.10~H21.12)	平成21年度 (H22.1~H22.4)	平成22年度	平成23年度 (見込)
人件費 ①	常勤職員	-	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-	-
物件費②		-	-	-	-
委託費等 ③	委託費定額部分	XXX	XXX	XXX	XXX
	成果報酬等	XXX	XXX	XXX	XXX
	旅費その他	-	-	-	-
①~③小計(a)		XXX	XXX	XXX	XXX
参考値(b)	減価償却費	-	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-	-
	間接部門費	-	-	-	-
(a)+(b)合計		XXX	XXX	XXX	XXX

(注1) 平成21年10月開始事業における平成21年度欄については、業務委託前の期間のため、網掛けとしている。

(注2) 平成22年度における委託費等は、平成21年10月開始事業は平成22年5月から平成23年4月迄の12ヶ月、平成22年10月開始事業は平成22年10月から平成23年4月迄の7ヶ月分を計上している。

(注3) 平成23年度における委託費等は、平成23年5月から平成24年4月までに支払われる見込額(12ヶ月分)を計上している。

(注4) ブロック合計は、ブロック内における対象地区の合計としている。なお、ブロック内における事務所数及び滞納者数の合計と、各対象地区の事務所数及び滞納者数の割合については、別紙5①に計上している。

[●●●ブロック(●●地区)]

4 従来の実施における目的の達成の程度

●●地区(平成21年10月開始事業)		平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
現 年 度	・要求水準[月数]				
	・最低水準[月数]				
	実施結果[月数]				(実施期間中)
	・要求水準達成率[%]	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	(実施期間中)
過 年 度 1 年 目	・要求水準[月数]				
	・最低水準[月数]				
	実施結果[月数]				(実施期間中)
	・要求水準達成率[%]	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	(実施期間中)
過 年 度 2 年 目	・要求水準[月数]				
	・要求水準[月数]				
	実施結果[月数]				(実施期間中)
	・要求水準達成率[%]	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	(実施期間中)
免除 等	・要求水準[件数]				
	・最低水準[件数]				
	実施結果[件数]				(実施期間中)
	・要求水準達成率[%]	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	(実施期間中)
●●地区(平成22年10月開始事業)		平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
現 年 度	・達成目標[月数]				
	・最低水準[月数]				
	実施結果[月数]				(実施期間中)
	・達成目標達成率[%]			#DIV/0!	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]			#DIV/0!	(実施期間中)
過 年 度 1 年 目	・達成目標[月数]				
	・最低水準[月数]				
	実施結果[月数]				(実施期間中)
	・達成目標達成率[%]			#DIV/0!	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]			#DIV/0!	(実施期間中)
過 年 度 2 年 目	・達成目標[月数]				
	・最低水準[月数]				
	実施結果[月数]				(実施期間中)
	・達成目標達成率[%]			#DIV/0!	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]			#DIV/0!	(実施期間中)
免除 等	・達成目標[件数]				
	・最低水準[件数]				
	実施結果[件数]				(実施期間中)
	・達成目標達成率[%]			#DIV/0!	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]			#DIV/0!	(実施期間中)
<●●●ブロック合計>		平成21年度 (H21.10～H21.12)	平成21年度 (H22.1～H22.4)	平成22年度	平成23年度
現 年 度	・要求水準(達成目標)[月数]				
	・最低水準[月数]				
	実施結果[月数]				(実施期間中)
	・要求水準(達成目標)達成率[%]	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	(実施期間中)
過 年 度 1 年 目	・要求水準(達成目標)[月数]				
	・最低水準[月数]				
	実施結果[月数]				(実施期間中)
	・要求水準(達成目標)達成率[%]	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	(実施期間中)
過 年 度 2	・要求水準(達成目標)[月数]				
	・最低水準[月数]				
	実施結果[月数]				(実施期間中)

年 目 免 除 等	・要求水準(達成目標)達成率[%]	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	(実施期間中)
	・要求水準(達成目標)[件数]				
	・最低水準[件数]				
	実施結果[件数]				(実施期間中)
	・要求水準(達成目標)達成率[%]	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	(実施期間中)
	・最低水準達成率[%]	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	(実施期間中)

(注1)平成22年度における数値は、平成21年10月開始事業は平成22年5月から平成23年4月迄の12ヶ月、平成22年10月開始事業は平成22年10月から平成23年4月迄の7ヶ月分を計上している。
 (注2)平成23年度における数値は、評価期間の途中のため、要求水準(達成目標)と最低水準のみ計上している。
 (注3)各年金事務所別の実績については、別紙に計上している。
 (注4)ブロック合計は、ブロック内における対象地区の合計としている。なお、ブロック内における事務所数及び滞納者数の合計と、各対象地区の事務所数及び滞納者数の割合については、別紙5①に計上している。

[●●●ブロック(●●●地区)]

5 従来の実施方法等①

●●地区(平成21年10月開始事業)	都道府県名	年金事務所名	滞納者数 (平成22年度末)
	小計	0県	0事務所 0人
●●地区(平成22年10月開始事業)	都道府県名	年金事務所名	滞納者数 (平成22年度末)
	小計	0県	0事務所 0人
«●●●ブロック合計»		都道府県数	年金事務所数 滞納者数 (平成22年度末)
合計			

(注)各年金事務所ごとの滞納期間別滞納者数の内訳は、「5 従来の実施方法等②」に計上している。

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年六月二日法律第五十一号）

（欠格事由）

- 第十条** 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。
- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
 - 三 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
 - 五 第二十二条第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者
 - 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
 - 七 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
 - 八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者
 - 九 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者
 - 十 その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって官民競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該官民競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者
 - 十一 法令の特例において定められた当該官民競争入札対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たすことができない者
 - 十二 官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者

（官民競争入札への参加）

- 第十二条** 官民競争入札に参加する民間事業者は、官民競争入札実施要項に従って、次に掲げる事項を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして当該国の行政機関等の長等が定めるものをいう。次項において同じ。）を含む。以下同じ。）を国行政機関等の長等に提出することにより、申込みを行うものとする。
- 一 官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上に関する措置を含む官民競争入札対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法
 - 二 入札金額
 - 2 官民競争入札に参加する国行政機関等の長等は、官民競争入札実施要項に従って、前項第一号に掲げる事項及び人件費、物件費その他の官民競争入札対象公共サービスの実施に要する経費の金額を記載した書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成するものとする。
 - 3 第一項の規定により申込みを受けた国行政機関等の長等は、遅滞なく、前二項の書類の写しを官民競争入札等監理委員会に送付しなければならない。

（官民競争入札の実施及び落札者等の決定）

- 第十三条** 国行政機関等の長等は、第九条第二項第五号に規定する評価の基準に従って、前条第一項及び第二項の書類のすべてについてその評価を行うものとする。この場合において、国行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

- 第十四条** 国行政機関等の長等は、前条の評価に従い、国行政機関等の長等が作成した第十二条第二項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も有利な申込みをした者（会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条の六第一項ただし書の場合その他最も有利な申込みをした者を落札者として決定することが不適当な場合として政令で定める場合にあっては、次に有利な者）を落札者として決定するものとする。
- 2 国行政機関等の長等は、前条の評価に従い、国行政機関等の長等が作成した第十二条第二項の書類の内容よりも官民競争入札対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現する上で有利な申込みをした民間事業者がなかった場合は、国行政機関等が当該官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定するものとする。

3 国の行政機関等の長等は、前二項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、落札者の氏名若しくは名称、落札金額、落札者の決定の理由及び申込みの内容に関する事項のうち政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならない。

(民間競争入札実施要項)

- 第十四条** 国の行政機関等の長等は、公共サービス改革基本方針において民間競争入札の対象として選定された公共サービスごとに、遅滞なく（法令の制定又は改廃を要するものにあっては、その制定又は改廃後遅滞なく）、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項を定めなければならない。
- 2 民間競争入札実施要項は、民間競争入札の実施について、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 民間競争入札対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき民間競争入札対象公共サービスの質に関する事項
 - 二 民間競争入札対象公共サービスの実施期間に関する事項
 - 三 次条において準用する第十条に定めるもののほか、民間競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - 四 民間競争入札に参加する者の募集に関する事項
 - 五 落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項
 - 六 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項
 - 七 公共サービス実施民間事業者に使用させることができる国有財産に関する事項
 - 八 公共サービス実施民間事業者が民間競争入札対象公共サービスを実施する場合において適用される法令の特例に関する事項
 - 九 公共サービス実施民間事業者が、民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために第二十条第一項の契約により公共サービス実施民間事業者が講ずべき措置に関する事項
 - 十 公共サービス実施民間事業者が民間競争入札対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し第二十条第一項の契約により当該公共サービス実施民間事業者が負うべき責任に関する事項
 - 十一 民間競争入札対象公共サービスに係る第七条第八項に規定する評価に関する事項
 - 十二 その他民間競争入札対象公共サービスの実施に関し必要な事項
- 3 前項第三号に規定する資格は、次に掲げる事項を考慮して当該民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施（同項第十号に規定する責任の履行を含む。第四号において同じ。）を確保するために必要かつ最小限のものとしなければならない。
- 一 知識及び能力
 - 二 経理的基礎
 - 三 技術的基礎
- 4 その他民間競争入札対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から必要な事項
- 4 第二項第六号に規定する実施状況に関する情報の開示については、次に掲げるものを明らかにするものとする。
- 一 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した経費
 - 二 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した人員
 - 三 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施に要した施設及び設備
 - 四 民間競争入札対象公共サービスに関する従来の実施における目的の達成の程度
 - 5 国の行政機関等の長等は、民間競争入札実施要項を定めようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。
 - 6 国の行政機関等の長等は、民間競争入札実施要項を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 7 前二項の規定は、民間競争入札実施要項の変更について準用する。

(準用)

- 第十五条** 第十条、第十一條第一項、第十二条並びに第十三条第一項及び第三項の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、第十二条中「第九条第二項第五号」とあるのは「第十四条第二項第五号」と、「前条第一項及び第二項」とあるのは「前条第一項」と、「その評価を行うものとする。この場合において、国の行政機関等の長等は、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない」とあるのは「その評価を行うものとする」と、第十三条第一項中「前条の評価に従い、国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容よりも」とあるのは「前

条の評価に従い、「有利な申込みをした民間事業者があった場合は、当該民間事業者のうち最も」とあるのは「最も」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、「政令で定めるもの又は国の行政機関等が官民競争入札対象公共サービスを実施することを決定した旨、その理由及び国の行政機関等の長等が作成した第十一條第二項の書類の内容に関する事項のうち政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの」と読み替えるものとする。

(官民競争入札対象公共サービス等の実施)

第二十四条 公共サービス実施民間事業者は、第二十条第一項（前条において準用する場合を含む。）の契約に従って、官民競争入札対象公共サービス、民間競争入札対象公共サービス、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス又は地方公共団体民間競争入札対象公共サービスを実施しなければならない。

(秘密保持義務等)

第二十五条 公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の前条の公共サービスに従事する者又はこれらの者であった者は、当該公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 前条の公共サービスに従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(報告の徴収等)

第二十六条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に關し必要な報告を求め、又はその職員に当該公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入り、当該対象公共サービスの実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 国の行政機関等の長等は、第一項の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容及び当該措置を講ずることとした理由を、遅滞なく、官民競争入札等監理委員会に通知しなければならない。

(国の行政機関等の長等の指示等)

第二十七条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

2 前条第四項の規定は、前項の規定により指示をした場合について準用する。

(国民年金法 等の特例)

第三十三条 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十七条第一項に規定する保険料（以下この条において「保険料」という。）の収納に関する業務のうち次に掲げるもの（以下この条において「特定業務」という。）を実施する公共サービス実施民間事業者は、併せて被保険者の委託を受けて保険料の納付に関する業務（以下この条において「納付受託業務」という。）を実施するものとする。

一 国民年金法第八十八条の規定により保険料を納付する義務を負う者であって、保険料を納期限までに納付しないもの（以下この条において「保険料滞納者」という。）に対し、保険料が納期限までに納付されていない事実の通知及び納付されていない理由の確認を行う業務

二 保険料滞納者に対し、面接その他の方法により保険料の納付の勧奨及び請求を行う業務

三 第一号の規定により確認した理由その他の前二号の業務の実施状況を、厚生労働省令で定めるところにより、日本年金機構の理事長に報告する業務

2 前項の公共サービス実施民間事業者は、納付受託業務を適正かつ確実に実施することができると認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当するものでなければならない。

3 前項の公共サービス実施民間事業者については、国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定による指定を受けた者とみなして、同条第三項から第五項まで並びに同法第九十二条の四及び第九十二条の五の規定を適用する。この場合において、同法第九十二条の三第三項中「第一項第二号の規定による指定をしたときは」とあるのは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十三条第一項に規定する特定業務の実施について同法第二十条第一項の契約を締結したときは」と、同法第九十二条の四第一項中「前条第一項」とあるのは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十三条第一項」とする。

- 4 第二項の公共サービス実施民間事業者が実施する第一項第二号に規定する保険料の納付の請求の業務については、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条の規定は適用しない。
- 5 公共サービス実施民間事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その実施する特定業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。
- 6 公共サービス実施民間事業者が実施する特定業務に従事する者（以下この条において「特定業務従事者」という。）は、面接の方法により第一項第二号に掲げる業務を行うに当たり、日本年金機構の理事長が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 7 特定業務従事者は、特定業務を実施するに当たり、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穏を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。
- 8 公共サービス実施民間事業者は、特定業務を実施するに当たり、偽りその他不正の手段を用いることその他の保険料滞納者の保護に欠け、又は特定業務の適正を害するおそれがあるものとして厚生労働省令で定める行為をしてはならない。
- 9 日本年金機構の理事長は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。
- 一 公共サービス実施民間事業者が、第五項の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。
 - 二 特定業務従事者が、第六項の規定に違反して、証明書を携帯せず、又はこれを提示しなかったとき。
 - 三 特定業務従事者が、第七項の規定に違反したとき。
 - 四 公共サービス実施民間事業者が、前項の規定に違反して、同項の厚生労働省令で定める行為を行ったとき。
- 五 公共サービス実施民間事業者が、納付受託業務について、次のいずれかに該当するとき。
- イ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の四第二項 又は第九十二条の五第二項 の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - ロ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の五第一項 の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
 - ハ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の五第三項 の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項 の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 10 前各項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務及び納付受託業務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第五十四条 第二十五条第一項の規定に違反して、第二十四条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条第一項（第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 二 正当な理由なく、第二十七条第一項（第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による指示に違反した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

○厚生労働省関係競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行規則（平成十八年七月六日厚生労働省令第百四十号）

（法第三十三条第一項第三号 に規定する日本年金機構への報告等）

第二条 法第三十三条第一項第三号 の規定により、法第三十三条第一項 に規定する公共サービス実施民間事業者（以下この条において「公共サービス実施民間事業者」という。）は、毎月、次に掲げる事項を日本年金機構に報告しなければならない。

- 一 法第三十三条第一項第一号に規定する保険料滞納者（以下この条において「保険料滞納者」という。）ごとの法第三十三条第一項第一号及び第二号に規定する業務の実施状況
- 二 公共サービス実施民間事業者が法第三十三条第一項第一号の規定により保険料滞納者に対して同号の確認を行った場合において、当該保険料滞納者について国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十条第一項各号、第九十条の二第一項各号、第二項各号若しくは第三項各号若しくは第九十条の三第一項各号又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第十九条第二項各号に該当すると思料するときは、当該保険料滞納者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
- 三 公共サービス実施民間事業者が法第三十三条第一項第二号の規定により保険料滞納者に対して国民年金法第八十七条第一項に規定する保険料（以下この条において「保険料」という。）の納付の請求を行った場合において、当該保険料滞納者が納付を拒絶し、国民年金法第百二条第四項の規定により保険料を徴収する権利が時効によって消滅するまでの間に当該保険料を納付することが見込まれないと思料するときは、当該保険料滞納者の氏名、生年月日及び基礎年金番号
- 四 法第三十三条第一項第一号及び第二号に規定する業務を実施した結果を、同号に規定する面接その他の方法別に日ごとに集計したもの
- 2 法第三十三条第二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、法第三十三条第一項に規定する納付受託業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであることとする。
- 3 法第三十三条第三項の規定により公共サービス実施民間事業者について、国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定による指定を受けた者とみなされた場合における国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）第七十二条の四第一項の適用については、同項中「法第九十二条の四第一項」とあるのは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する法第九十二条の四第一項」とする。
- 4 法第三十三条第五項に規定する厚生労働省令で定める特定業務に関する帳簿書類は、第一項第一号に掲げる事項を記録したものとする。
- 5 公共サービス実施民間業者は、前項の帳簿書類を、法第二十条第一項の契約が終了した日又は保険料滞納者が保険料を納付した日から五年間保存しなければならない。
- 6 法第三十三条第八項に規定する厚生労働省令で定める行為は、次のとおりとする。
 - 一 法第三十三条第一項に規定する特定業務（第四号において「特定業務」という。）を実施するに当たり、偽りその他不正の手段を用いる行為
 - 二 保険料滞納者以外の者に対し、当該保険料滞納者の保険料の納付を勧奨又は請求する行為
 - 三 保険料滞納者に対し、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業を営む者からの金銭の借入れその他これに類する方法により保険料を納付するための資金を調達することを要求する行為
- 四 特定業務上の用途以外の用途に使用するために、保険料滞納者に係る情報を収集し、又は収集した当該情報を特定業務上の用途以外の用途に使用する行為

○国民年金法（昭和三十四年四月十六日法律第百四十一号）

（保険料の納付義務）

- 第八十八条** 被保険者は、保険料を納付しなければならない。
- 2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。
 - 3 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

（保険料の納付委託）

- 第九十二条の三** 次に掲げる者は、被保険者（第一号に掲げる者にあつては国民年金基金の加入員に、第三号に掲げる者にあつては保険料を滞納している者であつて市町村から国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第九条第十項の規定により特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けようとしているものに限る。）の委託を受けて、保険料の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる。
- 一 国民年金基金又は国民年金基金連合会
 - 二 納付事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者として厚生労働大臣が指定するもの
 - 三 厚生労働大臣に対し、納付事務を行う旨の申出をした市町村

- 2 国民年金基金又は国民年金基金連合会が前項の委託を受けて納付事務を行う場合には、第百四十五条第五号中「この章」とあるのは、「第九十二条の三第一項又はこの章」とするほか、この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 3 厚生労働大臣は、第一項第二号の規定による指定をしたときは当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を、同項第三号の規定による申出を受けたときはその旨を公示しなければならない。
- 4 第一項第二号の規定による指定を受けた者は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

第九十二条の四 被保険者が前条第一項の委託に基づき保険料を同項各号に掲げる者で納付事務を行うもの（以下「納付受託者」という。）に交付したときは、納付受託者は、政府に対して当該保険料の納付の責めに任ずるものとする。

- 2 納付受託者は、前項の規定により被保険者から保険料の交付を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 3 被保険者が第一項の規定により保険料を納付受託者に交付したとき（前納に係る保険料にあつては、前納に係る期間の各月が経過したとき）は、当該保険料に係る被保険者期間は、第五条第二項の規定の適用については保険料納付済期間とみなす。
- 4 被保険者が第一項の規定により、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料を納付受託者に交付したとき（前納に係る保険料にあつては、前納に係る期間の各月が経過したとき）は、当該保険料に係る被保険者期間は、前項の規定にかかわらず、第五条第五項の規定の適用については保険料四分の三免除期間と、同条第六項の規定の適用については保険料半額免除期間と、同条第七項の規定の適用については保険料四分の一免除期間とみなす。
- 5 被保険者が第一項の規定により保険料を納付受託者に交付したときは、第九十七条の規定の適用については、当該交付した日に当該保険料の納付があつたものとみなす。
- 6 政府は、第一項の規定により納付受託者が納付すべき徴収金については、当該納付受託者に対して第九十六条第四項の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該被保険者から徴収することができる。

第九十二条の五 納付受託者は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生労働省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。
- 3 厚生労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○会計検査院法（昭和二十二年四月十九日法律第七十三号）

第二十三条 会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、次に掲げる会計経理の検査をすることができる。

- 一 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
- 二 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
- 三 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
- 四 国が資本金の一部を出資しているものの会計
- 五 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
- 六 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
- 七 国若しくは前条第五号に規定する法人（以下この号において「国等」という。）の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

2 会計検査院が前項の規定により検査をするときは、これを関係者に通知するものとする。

第二十五条 会計検査院は、常時又は臨時に職員を派遣して、実地の検査をすることができる。この場合において、実地の検査を受けるものは、これに応じなければならない。

第二十六条 会計検査院は、検査上の必要により検査を受けるものに帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出を求め、又は関係者に質問し若しくは出頭を求めることができる。この場合において、帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならない。

○弁護士法（昭和二十四年六月十日法律第二百五号）

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）

第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができる。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

○民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）

（不法行為による損害賠償）

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

○国家賠償法（昭和二十二年十月二十七日法律第百二十五号）

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。